

都市問題パンフレット

№ 3

東京市政調査會

東京市政調査會
囑託

川本宇之介

大阪市の學區廢止と

其れに伴ふ施設計畫に就て

財團法人東京
市政調査會圖書

目次

はしがき.....一

第一章 學區廢止の經過.....二

一、學區の沿革.....二

二、學區廢止問題の沿革.....五

三、學區廢止前の大阪市教育局狀況一般.....一〇

四、學區廢止の諮問と答申.....二

第二章 學區廢止反對理由及び賛成者の希望事項と其の批判.....三五

一、學區廢止反對説とその批判.....三五

二、希望條件とその批判.....三八

三、輿論の一斑とその批評.....三三

第三章 學區廢止に伴ふ諸施設とその考察.....三三

一、教育部の擴張……………	三
二、教育費とその財源……………	四
三、需用費配當方法……………	六
四、行政區委任事項……………	六
五、公同委員の囑託……………	六
第四章 將來の計畫……………	四
一、教育組織樹立の必要とその見地……………	四
二、尋常小學校の充實と特殊教育施設の完備……………	五
三、貧困兒に對する教育施設……………	四
四、高等小學校の充實……………	五
五、實業補習學校の改造……………	五
六、社會教育の振興……………	五

08300

大阪市の學區廢止と

其れに伴ふ施設計畫に就て

川本 宇之介

はしがき

大阪府市に於ける學區廢止並に學區財産の處分に關する政策は、最近に於ける本邦都市行政上の大事件の一であり、且つ其の將來の計畫は大都市教育行政の發展上至大の關係を有する。故に本件に關しては、現在學區の存する市は勿論、たゞひ之なき市にまつても、種々の意味に於て其の教育行政上參考となるものがあると思ふ。故に本邦に於ける都市行政上相當なる記録を留めて置く必要がある。

本文は主として學區廢止の經過を明にし、將來の參考資料とする爲めに、上篇に於て、學區の沿革、學區廢止問題の沿革及び學區廢止前に於ける大阪市教育狀態並に學區廢止の諸問題と答申の諸項に別ちて之を記し、この學區廢止に關する賛否の理由、廢止に對する希望事項及び之に伴ふ市の諸施設並に將來の計畫に就いては、下篇に於て詳細に論述する。

第一章 學區廢止の經過

一 學區の沿革

明治五年、大阪市街町組地區を改正し、行政區域として東大組を二十三區に、西大組を二十二區に、南大組を十四區に、北大組を二十區に、計七十九區に分ち、各區に一小學校を設置せしむることとした。然るに、翌六年三月に至り、前年發布の學制に準據し、明に小學區を設け、第一中學區(東組)を三十四小學區に、第二中學區(北組)を四十小學區に、計七十四小學區に分ち、各小學區に一小學校を設置することの規程が發布され、同九年四月迄の間に於て、豫定の如く、各小學校の設備が完成を告げた。

其の後明治八年には、東、西、南、北大組を夫々第一、二、三、四大區とし、小區を八十六に分ち、越えて九年九月に至り、小區の數を減じて、合計三十五としたが、學區にはその變化を及ぼさなかつた。明治十二年二月、郡區を改正して従前の大小區を廢し、大阪市は東、西、南、北の四區となり、戸長役場は、大體明治九年の小區の數と同じく三十四を置いた。

然るに、當時既に餘りに小なる學區を不便不利とする聲が全國に高まつて來た。際であつたので、明治十三年十二月の教育令の改正にあつて、小學區域の擴張を獎勵する所があつた。故に大阪市に於ても此の趣旨に基き、小學區域を擴張し漸次數小學校の經濟を共通せしむる方針を立て、同十四年小學區を十五とした。その學校數は七十四あつたのであるから、一學區に平均約五校あることとなつたのである。

明治十七年に至り、戸長役場管理區域の改定を期し、學區も亦その區域を略之と同じくして、四十二管理

區域に對し、三十九學區とし、一學區一校主義を採り、従前一學區内に數校あれば、その中一を本校とし他を分校場とすることとした。可なりの機械的な組織をつたものである。

然るに明治十九年三月卅一日に至り、同日限り、四區内に設置した戸長役場を廢止し、其の事務は凡て區長に於て、執行することとなつた爲めに、學區の豫算を立てたり、税金の收納や經費を支出する等の執行機關がなくなつた爲めに、明治二十年よりは、行政區と學區とが一致する様なこととなり、小學校經費豫算は區長に於て編製し、行政區の區會が學區會の權限を行ふこととなり、豫算を議決した。従つて經濟は四區別に統一せられた。此の年發布された小學校令には小學校の設置區域及び位置は、府知事縣令の定むる所によることとされたが、この點は、大阪府市に於て確實な記録がない爲めに、斷言出來ないが、大阪府市に於ける初期の教育事情を蒐録した「舊徵一斑」には、此の事實が明記されて、行政區に於て豫算が議決せられて、統一されたことを記してある。當時東京市に於ては、此の法令に基き、行政區の區域を以て學區と定められた。

明治二十二年十月一日より特別市制實施に當り、四區聯合區會が消滅した爲めに、小學校及び幼稚園費豫算を議決すべき機關がないこととなつた。そこで之は市會に提出された。市會に於ては、小學校を市に於て統一するに從來の如く四區に分離することは、大いに利害關係を異にするものがある、故に第一に此の根本問題を先決することとなり、遂に從來の學區を廢し、全市共通經濟にて小學校を經營維持することに決した。

明治二十四年六月に至り、その前年に改正された小學校令第三十條の實施に對する學校負擔區域に關する建議案を可決し、之を知事に建議した。此の時の小學校設置負擔區域に就いては、之を明瞭に意志表示をしなかつたものか、同年末より翌年にかけて、この件につき知事と市會との意見に齟齬を來す結果となつた。

小學校設置は遅々として明治三年一、四年三、六年十三、七年五、八年十二、九年八校、計四十二校の設立を見たのみであつた。故に三都のうち東京市が最もその小學校設置は少かつたことを知るのである。
3 文部省年報、第一卷乃至十卷等にこの大小兩學區の便否についての報告及び意見がある。

1 京都市に於ては、明治元年に舊來の組合を廢し、其の大小を平均し、各組合に小學校を設けることとし、翌年十二月に於て全市六十組の小學校が皆設立開校された。この點より見ると京都市は學制頒布前にその小學校を設立したのであつて、大阪よりは速であつた。この組合が後に至りて學區となつたのである。
2 東京に於ては其の行政上並に學制上、大阪市と同様な過程を経たのであるが、其の

即ち明治二十四年十二月に至り、府知事より、新小學校令に基き、大阪市に於て設置すべき尋常小學校の校數位置及設置負擔の爲め、學區を設くる件につき、諮問があつた。而して其の學校及び學區數は、夫々東區九、西區十一、南區九、北區十、計三十九であつた。然るに右諮問に對し、十二月十八、九日の兩日に亘りて市會に於て討議の結果、現行の共通制を是認し本案を否決した。然るに府知事は市會の否決に拘らず、明治二十五年五月二十一日府令を以て、尋常小學校設置負擔の學區を指定してしまつた。之は恐らくは學區を設けることを以て必要且つ有利であるを認めたのであらうが、當時にしても必しも妥當なる考であつたとはいひ得ないであらう。勿論之によつて、各學區共競争的に自區の學校の校舍設備の充實に力め、又之を中心として、隣保相和し相結ぶといふ訓練の出來たことも、亦忘れてはならない。

其の後、明治二十五年九月には、東西南北の四區を以て、高等小學校設置負擔の爲め、四學區を設け、市會の議決を経て、同年十一月には、尋常小學校の學區の負擔を以て、幼稚園を設置し、翌二十六年十二月には、實業補習學校を設置し得るものと定めた。

又明治三十年四月一日より接續町村編入の爲め新に學區二十一を増加し、次いで大正十四年四月一日より新に市に編入さるべき區域は、各行政區を以て學區に分割し、其の各區内にある尋常小學校を以てその學區の使用すべき尋常小學校とし、高等小學校、尋常高等小學校、實業補習學校、小學校に類する各種學校、幼稚園はその設立者である町村の屬する尋常小學校の學區を以て、其の費用負擔區域と定めた。

この外東西兩區の高等小學校の學區の負擔を以て中等程度の實業學校を設置するものと定むる等種々の變遷があるが、右によつて、大要の學區制度の由來は之を明にしたと信ずる。兎に角明治初年以來、何事も草創の際、

何處に於ても、變革改定が續出した時期はいへ、此の學區制度も亦、極めて頻繁な改定やら變遷を経たことを知るのである。

二 學區廢止問題の沿革

既に前記の如く明治二十二年に於て、市會は從來の學區を廢し、全市共通經濟を以て小學校を経営することに決議し、次いで同二十四年府知事の諮問に對しても市會は學區設置に反對する決議をしたけれども、知事の斷行によりて、學區を設置された爲めに、遂に如何にもなし難く、この方針の下に、種々學區に關する施設を講じて來たが、市としては出來得ればこの學區廢止を便してゐた様である。殊に明治三十年接續町村の編入や、日露戰役後市の發展に伴ひ、人口の増加に隨ひ、市の中央部と周圍部に經濟、負擔力其の他に種々權衡を失するものがあるのみならず、幼稚園や實業補習學校の設置等も問題となつた爲めに、明治四十四年九月、時の山下市長は學區廢止問題について、高崎知事に上申し、再三交渉を重ねたが、決定を見なかつた。

越えて明治四十五年四月に、市會は植村市長に建議して、學區廢止に相當の措置を執られんことを望み、市長は犬塚知事に上申し、且つ至急、之に關する諮問を發せられんことを申請したが、知事は學區の財産處分に關する規定が不備であるから、之を知事の權限を以て如何にもすることが出來ないといふので、そのまゝになつた。その後大正七年に至り、物價の騰貴、教員給の増加等により貧弱なる學區は到底その負擔に堪へず、教育上の施設に富有學區との間に、大なる差等が生ずる等甚だ面白からざる現象が生じたので、市會の決議により、議長より林知事に「此情勢と小學校令の本旨に鑑み速に學區を廢止するの措置に出られんことを」いふ意見書を提出し

⁴ 東京市に於ても東京府第七七七號の達を以て、十五の行政區を以て小學校設置の學區域と定めた。

⁵ 此の年京都に於ては學區と行政區域に分たれたる小學區域は、舊某縣聯合と稱する事になり、尋常小學校設置區域は從前の通りによる旨、府より布達された。他方又郡區長の管理する高等小學校の事務は便宜上其の區域内の戸長に指令し取扱はしめられた。

⁶ 日本橋區史、第三冊、26—27頁。

⁷ 京都市に於ては、此の時尋常小學校設置負擔區域を六十に分割することとし、其の位置は府より布達された。

た。殊に此の意見書には、犬塚知事の時代には、學區財産處分の手續に疑義があつたが、それは大正三年法律第一三號地方學事通則第四條を以て、其の手續を明に定められたから、何等この點につき困難とするものがないまで斷言して、その實施を迫つたのである。然し林知事は之につき、何等積極的手段を講じなかつた。

右の如く學區廢止は容易に實現しやうもないが、他方到底之を看過するこの出来ない事情が續出して來た。即ち世界大戰の結果市の人口は劇増したが、主として周圍部に集り、而してその負擔力は小である爲めに是等の學區は學校の増設、經費の増加に悩まざるを得ない。そこで二部教授によつて、校舎新築費を節し、教員給の増を防ぐ等、種々教育上忍ぶべからざる手段を採らねばならぬ様になつた。而もかくの如く、種々の消極手段を行加ひながらも、その負擔はその負擔力に不相當に重いものであつた。

之に反して富裕區に於ては、其の設備といひ、教員給といひ、凡て可なり思切つた經費を支出し、而も、その負擔は比較的軽いといふ現象を呈した。たゞへば小學校兒童一人當十二圓（之は教員給を除き、區費支辨のみ）内外といふ學區もあれば、三十圓、四十圓といふものもある。區費は、大正十年以來、家屋稅附加稅によることとしたが、或る學區では、その課率が本稅一圓に對し、五十九錢といふ少いものもあれば、七圓といふ十倍以上の課率の學區もあるといふ様な状態であつた。

斯様な状況であつたから、市では、一步でも學區統一に向ける應急策を講ずることとし、市會の決議を経て、學區經費補助規程を設定して、先づ大正七年より毎年二十萬圓を學區に補助することとした。之は平均課率以上の負擔過重の學區に補助し、大正九年、教員給を市費支辨とするまで之を繼續した。而して、之を市會に於て決議するに際し、學制統一の遂行を期せねばならぬといふ決議をした。

第二の方法は、校舎無料使用の制である。前述の如く周圍部は學校増築又は増設等の經費に困り、可なり多くの二部教授を行つた。そこで之を救済するには、市が校舎を建築して、之を學區に無料にて使用せしめる必要を認め、大正八年度より、三ヶ年繼續事業として、毎年度百萬圓を支出して、小學校設備完成計畫を樹立し、學區負擔の不均衡を緩和する爲めに、校地校舎無償貸與の制を定めた。

第三は更に數歩を進めて、學區廢止の階梯として、學校幼稚園職員の諸給與を市費支辨に變更する案を立て、大正九年十一月之を市會に提案し、同年十二月原案を可決し、大正十年四月より實施した。その時の條件は次の三項であつた。

一、區費の賦課は家屋稅附加稅のみとする。

一、義務教育費國庫負擔金、教員住宅料補助金は市の歳入に移す。

一、學區經費補助規程は之を廢止する。

この教育保姆の諸給與を市に於て支辨することになつたから、學區統一には、一步を除すまでになつてゐた。たゞへば大正十五年度豫算を見ても、經常費に於て次の如く、市費支辨は、その六七パーセントになつてゐるから、區費としては小部分しか負擔してゐないのである。故にこの點より見れば、學區統一は比較的容易に行はれる可能性を示して居る。（第一表參照）

然し臨時費は、全部區費支辨であり、而もその殆んど全部は、小學校々舎の増改築新築に要するものたるやいふまでもない。問題は茲に起るのである。之に就いては後に記す機會があるであらう。

斯くの如き情勢であり、而も次節に示す如き事實を知つた市當局は勿論、市會其の他輿論が愈々學區廢止の必

學區を廢止せんとする場合に於ては學區の財産の處分に就て關係ある市町村會及學區の區會又は區總會の意見を徴し、府縣參事會の議決を経て府知事之を定む。

此の地方學事通則第三條に下の第二項が加へられて、市が學區の經費を負擔することを得ることとなつた。「特別の事情ある場合に於ては前項の規定に拘らず監督官廳の許可を受け市町村に於て其の費用の一部を負擔することを得」。

第一表 十五年度市區別豫算割合

種 別	經 常		計 費	臨 時 費	合 計
	市 費 支 辦	學 區 支 辦			
小 學 校	六、二二一、五五〇 _四	二、七六六、三六一 _四	八、九七七、九一一 _四	三、四六二、〇五一 _四	一二、四三九、九六二 _四
幼 稚 園	二二八、八二七	一七四、六六七	四〇三、四九四	五二、〇三四	四五五、五二八
實業補習學校	三二五、七九八	九九、四六二	四二五、二六〇	—	四二五、二六〇
裁縫學校	四三、七八九	二三、八八六	六七、六七五	—	六七、六七五
各種學校	一九、九三七	—	一九、九三七	—	一九、九三七
計	六、八二九、九〇一	三、〇六四、三七六	九、八九四、二七八	三、五一四、〇八五	一三、三九八、三六二
經常費百分比	六七・〇一	三三・九九	一〇〇・〇	—	—

要はその可能性を認むるに至つた。此の際恰もよし、大阪市としては、その接續の二郡を加ふることによつて、その市域及び人口に於て未曾有の急劇なる變化發展を加へ、所謂大大阪でふことに市民が何かしら新しい緊張と將來への希望を抱く時期に遭遇した。そこでこの機會を以て大正十四年より直に學區廢止を斷行せんとしたが、一方必ずしもかく急劇に之を行はねばならぬ必要もなく且つ準備が屆きかねる心配のあること、及び他方、府に於て、從來の家屋税等級制を廢して、賃賃價格を標準とすることとする計畫を立てたので、それが行はれてから後徐ろに學區廢止の計畫を立つるも遅くはないであらうといふので、前記の如く、新編入の西淀川、東淀川、東

成、住吉、西成の行政区區を、學區を一にした、地域の廣い學區を設くることによつて、統一に近づかしめることとしたのであつた。

斯くて大正十五年九月に至り學區廢止、財産處分に關する諮問が府知事より、發せられるに至り、十月末日まで之に對する答申が府に申達され、遂に十一月十一日に至りて、大正十六年三月末日限り、大阪市の學區を廢止する旨府令が發せられたのである。この最後の經過は後に詳述することとする。

以上學區廢止問題の沿革を考へるに、大體に於て甚だ合理的にそして圓滑に一步々々、廢止の方へ進んで來たことを知るのである。嘗て東京市に於て尾崎市長の當時、學區廢止が計畫されたが、反對區が多くて失敗に歸した。それは當時としては、稍と急激なる變化を學區區民に與ふる感があつたからであらうと思ふ。然し其の後東京市に於ても、今や小學校費のその區費に對する割合、教員任免に關する關係等は、往年の夫と全く異つて大阪市の學區廢止前の夫に似て居る。たゞ大阪市では學區の數が多く東京市の夫が少いことが、差異する位である。

京都市は、小學校教員給市費支辨の先鞭を着けたのであるが、其の學區の沿革の關係もある爲めか、未だ其の廢止の機運に向はない様であるのみならず、或る點では、之に反する傾向も見える様である。吾人は學區廢止の是非を茲に論ずるのではないが、大體に於て學區の存在は市の教育組織の統一的計畫を妨げ、且つ經費、事務の上にも、少なからぬ損失のあること、及び教育の機會均等と負擔の均衡の上にも、自然と甚しき短處を發生することは免れ難きことである。この點より見れば、大阪府がまつた學區廢止の主義目的並にその經過は、東京及び京都二市にまつては參考となるものがあるであらうことを信するのである。

吾人は更にこの學區廢止の必須なる所以を闡明する爲めに、學區廢止前の大阪市の教育狀況の一般を記述したい。

三 學區廢止前の大阪市教育局狀況一般

こゝにいふ教育狀況といつても、各種の全市立學校幼稚園、圖書館等の全教育狀態でなく、學區に關係ある所の各學區の經營にかゝる幼稚園、小學校、實業補習學校等に限ることとした。先づ最初にその學區數、學校數及び兒童生徒數より見たい。

第二表 學區學校及び兒童生徒數

區名	學區數	小學校數	幼稚園數	男子補習學校數	女子補習學校數	裁縫學校數	中等實業學校數	計
北	二	一六	五	一六	一	一	一	三九
此	六	一五	三	一一	四	一	一	二五、四一七
東	二	一七	八	一一	八	一	一	一九、七〇四
西	二	二一	一	二二	四	一	二	一九、八二六
港	六	二七	一	九	四	一	一	一七、七九二
天王寺	二	二二	一	三	二	一	一	三三、五九二
南	一〇	一三	八	一〇	二	一	一	一三、六四八
浪速	四	一六	三	六	五	一	一	一五、五〇〇
								一九、一一〇

西	住	東	東	西
計	成	吉	成	淀川
六九	一	一	一	一
二〇八	二二	一九	二〇	一六
四三	一	一	一	一
九二	一	三	五	三
三三	一	一	一	一
四	一	二	一	一
三	一	一	一	一
三八二	一五	二五	二七	一九
一五三七一九	一四、三三八	一六、五五六	二九、一〇八	一八、四二一

右表によれば、裁縫學校及び中等實業學校はしばらくおき、幼稚園及び男女實業補習學校に於ては、その小學校數に比して、新市部は勿論甚だ少いが、舊市に於ても可なりの差等があることを知るのである。殊に實業都市たる本市に於て、此の實業補習學校の數が少く、殊にその分布に斯の如き差等のあることは、明に教育の機會均等上、考慮を要する大問題である。加之たこひ設置されて居つても、又其の内容に於て甚しく均衡を得ないものがあつて、新市部の補習學校の如き、もこの農村補習學校その儘で、その充實には殆んど注意を拂はれてゐないものあるに於てをや。この點は舊市の學校にも注意を要するものが少くない様である。

更に小學校一學級當兒童數及び二部教授學級を見るに、これ亦大に注意を要するものがある。

第三表 一學級當兒童數及び二部教授學級數

區名	一學級當兒童數	二部教授學級數
北	三九	五四
尋常	五〇	二二
高等	五〇	五〇
平均	四二	二九
最少	二九	五四
最多	五四	四二
平均	四二	一
學校數	學級數	一四

區名	一學級當兒童數					教員一人當兒童數					二部教授學級數	
	最少	最多	平均	最少	最多	平均	最少	最多	平均	學校數	學級數	
此花	三九	五四	五〇	三一	四九	三九	三一	四四	四一	四	三五	
東	三七	五一	四六	一八	五三	三五	二九	四一	三七	一	一	
西	三七	五三	四七	二六	四四	三六	二八	四六	三八	一	四	
港	四七	五六	五〇	三八	五三	四六	三九	五一	四四	一三	一〇一	
天王寺	四六	五五	五三	四二	四五	四四	三八	四四	四二	一	一	
南	四二	五一	四七	四二	四二	四六	三五	四三	三九	一	一	
浪速	四六	五〇	四七	四二	四二	四二	三九	四八	四〇	二	一〇	
西淀川	一	一	五一	一	一	三八	一	一	四五	二	一二	
東淀川	一	一	五三	一	一	四三	一	一	四五	二	一六	
東	一	一	五六	一	一	四九	一	一	四五	八	六四	
住吉	一	一	四九	一	一	四五	一	一	四二	一	一三	
西	一	一	五三	一	一	四四	一	一	四七	一	一	
平均	三七	五六	五〇	一八	五三	四三	一	一	四一	三三	二七一	

「備考」 本表中二部教授以外は學區別によつたものである。故に北以下浪速以上の七行政区に於ては多くの學區があるから、その最少最多及び平均を見たのであるが、西淀川以下五行政区は學區と一致するものがあるから、最少最多は之を擧げず、全學區の平均のみをあげた。

前表を観察すれば、直に一學級當兒童數といひ、一教員當兒童數といひ、共に學區によつては、甚しき差等の

あることを知るのである。一學級兒童數は高等小學校に於て特に差等があつて、東區の或る學區の十八人と五十人を比較するといふ三の比である。之は最も極端な例を示すのであるが、平均して四十人以下は、東西、此花及び西淀川の四學區がある。而も他方に於ては平均五十人近くの區もある。勿論東區と東成郡とは同一にするの必要もなく、それは又あまりに非合理的であらうが、同一區内に於て斯くの如き甚しき差等のあることは、注意を要する問題であつて、兒童の通學區域の變更其の他によつて、今少しく均衡を保たせることが必要であらう。そして又ここに極費の節減の途も開かれるであらう。之が學區廢止によつて、通學區域に變更を加へる必要のある點である。

尋常小學校に於ては、高等小學校程の差等は見出せない。それでも可なりの差等がある。殊に又教員一人當兒童數は、最少の東區と最多の西成區と比較するに殆んど一と二の割合に近く、後者に於ては一學級兒童數と大した相違がない。之は何を意味するかといふに前者は専任教員の多きを示し、後者はそれが甚だ少きことを原因とするのである。

斯くの如き一學級當及び一教員當兒童數の多少は、教育の徹底に重大なる關係を有するものである。故に出来るだけ之を少なからしむるに共に、出来るだけ全市學校の夫をして均衡を保たしめる必要がある。然し財政狀態と地區の狀態は之を困難にするものがあるであらうが、漸次長年月の間には之を實現せしむべき方途を講ずるの必要を見るのである。

若し夫れ二部教授に至りては、大阪市は比較的少い方であるが、港區の如く、急激なる人口増加を告げた區に於ては、可なり多くのものがある。これ亦全市教育の機會均等上、重要な一缺陷と稱せざるを得ない。

更に吾人は、其の教育の内容の充實程度を示す一端として、普通教室と特別教室の割合の大小、屋内體操場の有無、児童一人當器具機械類の價格等を比較して見ようと思ふ。

第四表 學區別小學校設備の比較

區名	普通教室に比して特別教室の最少なる學校		同上最大なる學校		屋内體操場		児童一人當圖書價格		児童一人當器具機械價格	
	普通教室	特別教室	普通教室	特別教室	有	無	最少	最多	最少	最多
北花	三〇	二	二〇	四	一六	一	四・九五	六・六三	八・五九	三〇・四四
東	元	二	二〇	五	一五	一	一・四五	九・六六	九・五八	四〇・〇六
西	元	二	一七	九	一七	一	一・〇〇	六・八五	八・六八	八・一〇
港	八	一	一〇	三	二	一	一・三六	八・八五	一・三六	六・四三
天王寺	三	一	三	四	三	一	一・四七	三・七二	一〇・四七	二・一五
南	四	二	一四	九	一三	一	二・五三	三・六元	一四・七四	一五・〇八
浪速	元	一	二	七	一六	一	二・六〇	六・二八	二・九一	九〇・七四
東淀川	元	一	八	三	二	一	二・六五	三・九七	二・二四	三〇・三六
西淀川	三	一	七	三	二	一	一・〇八	九・六四	九・六四	
東	三	一	五	六	一	一	一・五四	二・九七	二・九七	
成	三	一	五	三	一	一	一・三三	七・〇一	七・〇一	
住吉	七	一	五	六	二	一	一・三八	一〇・元	一〇・元	
西成	七	一	六	五	七	一	一・二二	均	均	一〇・四四

「備考」 本表の上二段は學區別によつたから、北以下浪速の八區に於けるものは、その數學區中より、最少最多の學區を擧げ、西淀川以下五區はその區全校の平均である。

以上によつて見るに次の數項は、直に觀察し得られるであらう。

(一) 特別教室のない學校は可なり澤山にある。殊に新市部に於ては、かくの如き學校は甚だ少ししかない。之に反して東南二區に於ては、普通教室十九又は十四に對して十四又は九の特別教室といふ様に特別教室が、普通教室の半數以上もある。殊に東區の或る學校は特別の事情がある爲めであらうが、特別教室のないのが一校あるかと思へば、普通教室と特別教室とが、夫々一五對九、十九對十四、二十一對十一といふ様な學校がある。以て如何にこの點より見て均衡を得てゐないかを知るのである。

(二) 屋内體操場の有無よりいへば、舊市の殆んど凡ては之を有し、新市に於ては、住吉、西成兩區を除いて之を有する者は甚だ少いといふ様な實狀を呈して居る。

(三) 圖書及び器具機械の價格に於ても、やはり同様な平衡を失して居る状態である。

以上は長い間の財政其の他の關係より來たのであつて、一朝一夕に之を平均にすることは出來ず、又それは却つて機械的な處置なるであらうが、甚しき不利なる條件の下に置かれてある學校に於ては、漸次之を充實せしめ、又附近の學校に於ては多少有無相通ぜしむる如き處置を採るゝ等、適宜の手段の餘地のあることを示すものといふべきである。

以上は主として小學校の設備を中心とした比較調査であるが、各學區各校により可なりの差等があり、教育の機會均等乃至均衡の上より見て注意を要する諸點の重なるものをあげたが、更に吾人はその着眼點を轉換して、

經費を中心とした二三の點につき觀察検討して見よう。

その検討する項目たる區費は府税たる家屋税附加税一本によることは、大正九年に於て定められ大正十年より實施されたが、その課率が各區別に如何なる差等があらはれてゐるかは、先づ第一に吾人の頭に起つて來る疑問である。第二には小學校、幼稚園、女子補習學校三者の兒童一人當經費は如何なる狀況であらうか。更にその財産及び負債額如何は亦見逃すことの出来ない重要事項である。今之を表示して見よう。

第五表 學區別區費課率、兒童生徒一人當經費並に財産及び負債表

區名	區費課率 (本税一圓に對する)			學區財産			學區負債額		
	最低	最高	平均	最少	最多	合計	最少	最多	合計
北花	一・七〇	五・八〇	二・〇〇	二、七五、〇〇〇	二、八五、三三〇	八、五八、六三〇	四、〇〇〇	五八、〇〇〇	一、二五、一〇〇
此花	一・四〇	六・〇〇	四・九三	二、四四、六五〇	二、八〇〇、〇〇〇	六、五九、七三三	八四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、一五、〇〇〇
東	一・六〇	七・三三	三・七四	七、六六、〇七〇	二、一七五、八四〇	一六、一五、八二〇	一三、二四〇	五三、一〇〇	三、〇八、〇〇〇
西	一・八〇	五・〇〇	三・六五	四、四、六三三	一、三三、四二二	一〇、九七、七六六	二七、〇〇〇	二五八、〇〇〇	一、五三、〇〇〇
港王寺	二・〇〇	五・七〇	四・一五	四、四、八六六	一、九〇〇、〇八五	六、四〇、九七四	八九、〇〇〇	九三、〇〇〇	一、五五、〇〇〇
南	二・五〇	八・〇〇	七・九三	一、〇八、五五五	一、〇九、七〇〇	二、二四、二六六	四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六、九五、〇〇〇
浪速	五・〇〇	八・〇〇	四・〇三	二、五五、九三三	一、一〇〇、〇〇〇	七、八六、七五五	一、〇〇〇	三五、一〇〇	一、八八、八〇〇
西淀川	一・一〇	一・一〇	二・七〇	一・一〇	一・一〇	二、五〇、八〇〇	一・一〇	一・一〇	二、九一、一〇〇
東淀川	一・一〇	一・一〇	二・七〇	一・一〇	一・一〇	二、六六、八五五	一・一〇	一・一〇	三、九七、八五五

東成	住吉	西成	平均
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
三・六六	三・七〇	四・二二	三・六六
二、五五、三三〇	二、五五、三三〇	二、五五、三三〇	二、五五、三三〇
二、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
二、五五、三三〇	二、五五、三三〇	二、五五、三三〇	二、五五、三三〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
九三、〇〇〇	九三、〇〇〇	九三、〇〇〇	九三、〇〇〇
一、四八、四八〇	一、四八、四八〇	一、四八、四八〇	一、四八、四八〇

〔備考〕 一、區費課率は大正十五年四月調、學區財産は大正十五年三月末現在、學區負債額は、大正十五年六月調である。

二、學區負債額は、大正十五年六月以降増して昭和二年度末までに、二一、四八七、八四六圓となつた。

三、本表中、最低最高又は最少最多の欄には、北、東、西、南の四區には何れも大區があり、之に該當するものがあるが、之を除いた。

四、北區以下南區以上の七區中には、學區中負債のないものがある。北區には四學區（一大區を含む）、此花區には二區、東區には二學區（一大區を含む）、西區には一學區、港區には三學區、南區には三學區（一大區を含む）である。

右表中先づ課率より見ると、其平均は甚だ著しき差はないが、それでも二圓七十七錢と七圓九十三錢の差がある。舊市のみにしても、三圓四錢と七圓九十三錢の差がある。然るに小區中にて比較するに實に僅に五十八錢の東區の小區を最低とし、浪速區の小區に於ける八圓を最高として居る。其の間種々の差等がある。西淀川區以下五區は全區一本で小區がないから、比較的差等は少い。是は同一市として全體的立場より見ると、負擔の均衡上大に考慮を要する問題なるものである。

次に學區の財産如何を見るに、之亦可なり大いなる差を小區間に發見する。尤も、北、此花、浪速、港、天王寺の四區には一小區で數校を有するものが最多を占めて居るのであるが、東區の最少最多共に一小區の夫である。西、南の二區亦、東區と同様、一小區のみである。さうすると一小區にして新市の全區の財産を匹敵する位

の多額の財産を有するものもあるのを見るのである。故に全行政區の學區財産を見るに、西淀川區の二百五十三萬餘圓に對し、東區の千六百十五萬圓は六倍以上の多額に達する如き状態を示すのである。之が統一されて全部市の財産となり、而して兒童の通學區域を全部破壊し混合し且つ同一條件の教育を施されるにしたら、大なる不公平を來すであらうが、やはり通學區域は、少くも尋常小學校に於て大體同じ區域であつて見れば、それだけの價值のものを自ら使用するに於ては公平であるから、たゞひ學區を統一し且つその財産を市に歸屬せしめても、必ずしも、不公平とは稱し難いのである。況んや、各學區の負債が少なからずあり、且つそれがこの財産の額と並行するものあるに於てをや。

各學區の負債は小區にて比較すれば、前記備考に記した如く、大正十五年六月以降の變化を見ずに、前表のみによれば全然ない區もあり、而も他方一學校のみを有する一小區にして東區の某小區の如く五十二萬圓もの負債のあるものがあつて、甚しき差等はあるが、合計よりいふと、大體に於て、學區財産の多少と略と一致するものがある。それは、北、東、西、港、南、天王寺、東淀川、西成等で、學區財産に比して負債の割合に多いのは、住吉、東成の二區であり、財産に比して負債の非常に少いのは、此花、西淀川である。全市平均して負債は財産の二割弱にあたるが、更に詳細に見ると、東、港、西成は最も平均に近く、北、西、浪速は稍と少い方であり、此花、西淀川は更に少い區である。之に反して天王寺、南、東淀川は稍と負債が多い方であり、住吉と東成は最も多い區である。斯様に考察すると、財産が多いからとか、負債が少いかからとかいつて、たゞその絶対額だけでは判斷出来ない。然し大正十五年六月以降に、負債が七百萬圓近くも増し、中央區の方で至急改増築を行ふ計畫を立て市も之を認めたといふから、更に以上の比較は破れるであらう、兎に角財産の多額なる中央區は、學區統

一の條件を以て、必しも甚だ不利であるに斷言出来ない様である。

以上で、大要、大正十五年、學區廢止前の各學區の學校の状態、その設備の完否、財産負債、税率等を見たが最後に今一つ、學區支辨の經常費の兒童一人當が如何なる状態であるかを見たい。(第六表参照)

後表(第六表)によると、小學校、幼稚園、補習學校何れも、可なり大なる差等がある。殊に補習學校に於て最も甚しい。市費支辨たる職員諸給與費を加へて、經常費で小學校一人當約三十九圓、幼稚園では、約四十五圓、

第六表 學區別經常費兒童一人當比較

區名	小學校			幼稚園			實業補習學校		
	最少	最多	平均	最少	最多	平均	最少	最多	平均
北花	二・四三	三・六一	四・七六	七・五三	五・〇四	二・〇五	三・六二	二・六七	八・七四
此花	二・七三	六・八五	四・六四	一三・二三	二〇・二三	一六・〇三	二・五二	三・七四	七・三四
東	二・六三	四・七五	一七・二〇	三・三四	四・八三	六・七三	五・五三	五・六五	一〇・九八
西	二・七九	三・四六	四・五三	八・九八	三・一六	一五・六八	四・六三	一三・八〇	一〇・六二
港	二・四四	一四・七四	一三・四三	一	一	一〇・四〇	五・八四	三・八三	九・五五
天王寺	二・四五	一六・〇九	一三・四七	一	一	一	二・六五	五・九元	三・六〇
南	二・〇五	二六・三一	一四・八五	一〇・九六	六・三六	一七・九二	二・九七	六・九三	四・五五
浪速	九・四三	二二・四二	二二・七九	一・四六	一三・七五	一六・六二	三・四六	七・六六	四・五九
西淀川	一	一	八・三四	一	一	三・一〇	一	一	三・五七
東淀川	一	一	二・二五	一	一	一	一	一	五・三〇

區名	小 學 校			幼 稚 園			實 業 補 習 學 校		
	最 少	最 多	平 均	最 少	最 多	平 均	最 少	最 多	平 均
東 成			七・六七			二七・四三			六・九七
住 吉			八・五九			二〇・五〇			七・三三
西 成			七・七三			二〇・六九			八・一八
全 市	九・四六二	四二・二七	二・二六	七・五五	五三・〇四	一九・五二	二・五二	五三・六五	六・九七

「備考」一、浪速以上八區の最少最多は小學區を示し、平均は行政區全體の平均を示す。

二、西淀川以下は一行政區即一學區であるから、平均のみをあげたのである。然しその全區の一校別にすれば、勿論小學區の夫程の差はないであらうが、やはり相當の差があるであらう。

實業補習學校では約四十三圓となつて居る。故にこの全市平均一人當經費と前記の區費負擔の夫を差引する人件費以外に於て、幼稚園が最も多額の經費を支出し、小學校之に次ぎ、補習學校が最も少い。この人件費以外の經費中には、參考書、器具機械藥品費其他の設備費等を含み、教育上かなり大切な内容は少くないが、前表の如く補習學校の夫が甚だ少いのは、その教育が一般に充實してゐないと思はれる一證左である。而もそれが僅に二圓五十錢位の僅少のものがあつて、一方三十五圓からもあるのであるから。之はあまりに差等が大きすぎる。斯くの如く經費に差等のあることは、補習教育上最も留意すべきことであつて、之は學區制が存置する以上、その均衡を保たせる爲めにあまりに貧弱なそれを充實せしめることは、なか／＼困難とするであらう。況んや前にもあげた如く、幼稚園や補習學校があるところはよいが、それが全然ない小學區も少くはなく、又新市部たる大區

に於てさへ、幼稚園のなき區が多く、實業補習學校も亦極めて僅少しかない。是等を思ひあはせるに、更にその不均衡を知り、全市教育の機會均等を考慮して考ふれば、一層注目すべき諸現象を發見するであらう。

四 學區廢止の諮問と答申

前記の如く學區廢止に關する機運は熟して、之に關し府知事に於て諮問すれば、市及び學區は大體之に賛成するであらうといふ見込がついた。一般に反對するであらうと思はれる舊市就中富裕學區に於ても、力強く反對する理由を見出すことは困難であり、又市政運用の大勢上、之を廢止するを以て有利とする輿論が高まつて來た。此の機會に之を斷行しようとする意見が府市兩者の間に一致して、種々の具體的調査が行はれ、その方針の決定に力め、府市では學區廢止のモットーとして教育の機會均等及び、教育費負擔の均衡の二つを表面にかけたのであつた。之は前節にあげた諸事實を觀るものは何人も直に痛感する所であらう。

こゝに問題となるのは學區の種類であつて、これは大阪では可なり複雑な關係になつて居るのである。それは尋常小學校の學區と實業補習學校の學區とがあり、それが一致して居るところが多い。その關係を如何に定むべきか。又尋常小學校の學區に幼稚園を設置して居るところがあるが、之を如何にすべきか。又尋常高等小學校の學區に於ては、之を尋常小學校の學區と見做すべきや高等小學校の學區と見做すべきか。更に又この學區とその設置負擔の經費殊に財産に關する區と一致するものゝみでありや否かである。

元來尋常小學校の學區の設置廢止は小學校令第十一條により府知事の權限に屬するから、之はいはゞ強制學區である。然るに高等小學校は小學校令第十四條、實業學校は實業學校令第四條に依り、其の學區を設くることは

市町村又は市町村學校組合、町村學校組合の任意であるから、任意學區である。然るに幼稚園令が大正十五年四月に發布される以前は、幼稚園については學區を認めて居なかつたし、尋常高等小學校といふ學區は法規上明瞭には之を認め難いのである。然しながら、地方學事通則第一條に依り教育事務の爲めには市町村は學區を設くることを得るのであるから、この點よりいへば、幼稚園や尋常高等小學校の學區はこの地方學事通則第一條に依つたものと認めても可なる様にも考へられ、且つ之を任意學區と定めてもよろしき様に考へられる。

而して一は強制であり、一は任意であるから、この兩學區はたゞその區域を一にしても併存するものと解釋すべきが、法理上適切であるかと思惟せられる。文部省もこの説をまつた様である。然しこの解釋で困るのは、尋常高等小學校となつて、二校を見做し得ない場合である。然し強いていへば、學校名は一でも、それは兩學區の存在は否定出来ない。たゞ便宜上校名を一にしたに過ぎないといへないことはない。

然しながら斯くの如きことは發達の歴史を考へないで、たゞ現在の法令によつて考察されるのであり、各種の法令は前後一貫して一時に定められたものでないから、沿革的に必要に應じて新に規定し又は改正されたものである爲めに、其の間に稍々明白を缺く場合が起るのは當然であると思はれる。故に大阪市の學校幼稚園の如き甚だ複雑した沿革を有する所に於ては、この法令の解釋によることは困難とする場合が多い。即ち大阪市の尋常小學校の學區が明治二十五年五月に府令第三十二號を以て學區を指定され、これが根本基礎となつて、以後明治二十五、六兩年に於て、市會の議決を経て尋常小學校の學區の負擔を以て幼稚園及び實業補習學校を設置し得るものと定めたのであるから、ここまでも尋常小學校の學區が根幹で、他の學區は、此の尋常小學校の強制學區若くは附隨的教育事務を行ふに過ぎないのであると考へられる。故に尋常小學校の學區が廢止されるに、その學區の

設置した幼稚園や實業補習學校の學區は自然的消滅の形をこるものといひ得るのである。そうしてその學校の設立主體たる大阪市が當然之に要する經費を支出することを要するのである。大阪市の於てはこの解釋をとり、文部省に於ても特に之を認めた爲めに、この學區廢止は極めて滑かに行へる様になつたのである。

次に問題となることは、その學區と財産との關係で學區と財産區の區域が全然一致する場合殊にその財産が學校幼稚園に關するもののみなる場合、又は財産區なるものが併存せず、單純なる學區のみの場合はその解決は容易であるが、然らざる場合は甚だ困難となるものがある。又たこの學區と財産區とがその區域を一にしても、兩者併存するものか又は學區本位と見て他は附隨的に考へてもよきか、この兩者の解釋の仕様によつて、又そこに問題が起つて来る。また、たゞひ現在は全然一致して居つても、中には尋常小學校の學區の設置以前より財産區の所有に係るものがあつた場合之を如何にするやいふ様なことも起つて来るのである。斯様であるから、見方によつては、學區廢止は比較的容易に行はれても、學區と財産と其の區域は之を一にするも併存の形にあるものに就いては、その財産區に於て異議を申立てる場合には、その處分は相當困難を覺ゆるものがあるであらうと思はれる。然しながら、之を廣く解釋し又考察した場合は、學區と財産區とが併存する様に見える場合に於ても學區あつての財産區であるを看做すべきであるから、この間多少の疑義があり、問題があつても、全市的共同の觀念の下に、最も滑かにこの學區廢止の實が擧がる様に解釋して然るべきものか。事實大阪市當局がこの方針をまつたのは適當なる處置であるといはねばならない。

前記の機運に乘じ且つ以上諸種の方針を決定した結果並に法令の規定する處に従ひ且つ之に適切なる解釋を加へ、萬事が整つて來たので、大阪府知事は大正十五年九月八日に至り、次の如き諮問を發した。

一、大阪市及び六十五の學區に對して、尋常小學校の學區廢止に關する諮問(小學校令第十一條に依る)

二、大阪市會及び六十五の學區會に對して、學區廢止に伴ふ財産處分即ち學校の財産は之を市に歸屬せしむる件に關する諮問(地方學事通則第四條)

右の諮問に接するや、市會は從前再三その決議した關係上異議なきは勿論であるが、之を議員全員を以て組織する委員會に附託し、此の全員委員會を開くこと六回、各學區會の意向の判明した十月二十七日に及んで九十二名中僅に十二名の反對があつたのみで、異議なき旨可決した。各學區に於ては素より大多數は異議なきことは豫めわかつて居つたが、多少反對するもののあることも豫想出来ることであつた。その結果は、異議なき學區及び學區會は六十五學區中四十八、異議あり反對なりとしたもの十七學區であつた。

府に於ては、その答申に基き、學區廢止を斷行することとし、大正十五年十一月十一日附を以て、大正十六年三月末日限り大阪市六十五小學區廢止の府令を發し、大阪市も亦同日附を以て、所謂任意學區である南北兩區の高等小學校の爲の學區は、之を廢止する旨告示した。かくて、大阪市に於ては、東西兩大區に於ける中等實業學校を負擔する二學區のみが残存することとなつたのである。

×

×

×

吾人は以上に於て大阪に於ける學區廢止の顛末を紹介したが、以下に於ては大阪市が之に伴つて諸施設を講じ且將來の計畫を立てんとして居るものに對して之を批判的に紹介し、更に將來の計畫に就いては吾人の所見の大

要を論述して、大都市教育組織につき、研究の歩を進め、以て獨り大阪市のみならず他の大都市教育當局の參考に資したいと思ふ。吾人の思惟する所によれば、大阪市の今回の計畫は大都市教育の研究とその施設を促す上に於て、絶好の機會である。之本篇を起し卑見を陳述する所以である。

而して學區廢止に伴ふ諸施設を批判するにも、又將來の計畫を立案するにしても、學區廢止反對理由及び賛成者の希望事項については、之を考察し批判することが先決問題であると思ふ。故に先づ之より始めよう。

第二章 學區廢止反對理由及び賛成者の

希望事項とその批判

一 學區廢止反對説とその批判

反對學區十七中、理由を明示しないもの六學區、反對理由を掲げたものが十一學區あつたが、その理由の重なるものは次の如くである。

- (1) 教育費の増進等に依る暗闘、愛校心並に自治的向上心の減少、或は自治觀念の破壞等に依る一般教育施設の低下又は不進を來すべしとするもの。(十學區)
- (2) 教育施設不平等緩和策として學區制度廢止はその最適なるものと認めず。(五學區)
- (3) 新市編入後日尚淺く同一制度の下に、統一せんとするは時期尚早である。(二學區)
- (4) 教育行政事務の區域の擴大に依る能率の減退危險率が増加する。(一學區)
- (5) 現在計畫中に屬する校舎の設備改善、校舎擴張等は學區統一に依り、一時中止の運命に陥り、進歩を阻害せられる。(一學區)
- (6) 學區の財産は、學區設置以前より所有してゐたものであるから、若し學區の財産として市に歸屬する場合は、市に於て賠償

すべき性質のものと認める。(一學區)

(7) 現在家屋税賦課方法に依る負擔の不公平を云々するもの。(五學區)

之を通覽するに、初めの五項は主として教育内容に關し最後の二項は財産及び税率に關するものである。而して之を仔細に觀るに前五項は、多少かゝる惧れがあることは明白であらうが、他の之によつて得る利益効果については、全然之を考慮せずに反對して居る様に思はれる。殊に第一の自治心愛校心の低下減退云々の如きは學區は小區域による是等の精神を強くするかは知らないが、大阪全市民としての自治心並に封建的見地でなく廣い見地よりする愛校心は却つて、この學區廢止によつて起り得ることも考へられる。それは甚しき不均衡な教育施設は、その不完全なる學校に通學し、又は學校がない爲に通學し得ざる場合、全體の教育の機會が大に均等にされたる場合に於ける市民の精神的態度に、如何なる變化があるであらうかを考慮せねばならないと思はれる。

第二の教育施設不平等緩和策として學區廢止はその最適なるものと認めないといふのは、恐くは、充分に凡ての方面より考察した結果ではなからう。假に學區廢止が最適なるものでないとしても、他に良法がないとすれば、多少の弊害があつても、之によりて此の大なる缺陷を除く爲めには、比較的優良なる案であるといはねばならない。反對者が最適なるものを示さない以上は、有力なる反對理由とはならない。又新市編入日尙淺く同一制度の下に統一せんとするは、時期尙早であるといふのは、一理あるが、然し、本案は必しも新舊兩市の教育施設の凡てを機械的に同一條件にしようとするのではない。又それは出來得ることでない。たゞ甚しき缺陷を除かうとするのであるから、時期尙早ひは必しもいひ得ない。のみならず、何年後が適當なりやといふ標準がない以上、丁度市域擴張した此の機は適當なりと考ふる方がより妥當ではあるまいか。

第四にあげた教育事務の區域の擴大に依る能率の減退危險率が、増加するといふことは、危險の意義が不明である。之は稍と言ひ過ぎた觀がある。能率の減退は見方によりては、多少考へられないことはないが、統一によりて得る利益も亦決して少くない。之を比較すれば、寧ろ統一にまさるものが多いことはいふまでもなからう。

第五の既に決定せる諸計畫が一時中止の運命にあふであらうといふ心配は、或る程度まで事實の事項もあるであらう。それは全體として步調を合はさねばならぬから或る少數の學區で計畫した特別施設の如きは、或は抑制されることはあるかも知れない。然し又全市に於ける學校組織の統一的見地よりせる整理と充實によつて、或は經費の節約を見、或は其の設備の利用を周到にし、或は、その教育内容が豊富になり、或は學級の整理によりて、生徒の收容數を増加する等種々の効果もあるであらう。是等は封建的に各學區が獨立して居ては、庶幾し得られないものがないではない。故に反對の見地のみに拘泥しないで、考へを積極的の方面よりすることも甚だ必要であることを痛感する。

六の財産區と學區との關係については本誌前々號に記した如くである。故に第六にあげたところの問題は無理なる註文といはねばならない。

七の家屋税の賦課方法の不公平を擧ぐるものは、恐くは、後に述べる三十等以下の賃賃價格の割引をいふのであらうと思ふ。若し然らば之は後に賛成學區の希望中に出て来るから茲にはあげない。

以上の如く批判して來るに、學區廢止の反對理由は甚だ薄弱なるものがあることを知るのである。是等之は獨り大阪市のみでなく、京都及び東京兩市に於てもこの問題が起れば必ず反對する理由の重なるものであらう。若し果して然らば、吾人は京都東京兩市に向つて、その學區に就いて考慮するの必要あることを希望するも必しも甚

しき無理な言ではないではなからうか。吾人は兩市當局並に市民に此の點について一考を煩はしたいのである。是、本篇に於て多くの紙数をその批判に費した所以である。

二 希望條件とその批判

吾人はさきに學區廢止に賛成した學區が四十八あつたことを挙げたが、全然無條件に賛意を表したものは十五區あり、他の三十三區は種々の希望を附して居る。吾人は反對理由について批評したと同様に、その希望事項についても亦、検討して見たいと思ふのである。先づその教育内容に關する條項より之を挙げて見たい。

一 小學校幼稚園の現在設備の改善（増改築並に運動場の擴張、特別教室の完成備品の充實、二部教授の撤廢等）を望む。尙現在計費並に實行に着手せる此の種事業は統一後引續き完成せられたき希望のもの（二十一學區）

二 幼稚園設備を希望するもの（九學區）

三 現在の尋常小學校に高等科併置を希望するもの（二學區）

此の外設備修繕等を遺憾ならしめるもか、諸施設を在來より低下せしめないのみならず、益々向上發展せしむるこゝいふのは、第一項に含まれると思ふから、茲には挙げなかつた。是等は何れも當然な又は必須なる希望であるが、第三項は大に考察する餘地はあるであらう。のみならず全體としての教育組織の完成上、又は經費の關係上輕々實行出來ないものであらうと思はれる。是等に就いては、大に考慮を要する諸問題があるから、後に記述して見たいと思ふ。

第二の大なる希望條項としては現在學區名譽職を如何にすべきやといふ重要問題が存する。元來學區廢止に反對する意中には、この名譽職を奪はれるといふ感情も加つて居る。故に之を何ぞか解決することを希望するこゝは當然なこゝであり、市の方でも豫めこれに就いてはその對案を洩したものの如くである。

現在の學區名譽職に代るべきものを設置されたきこと（六學區）

市會に於ても學區廢止を可決する際に、その附帶條件として次の二項があつたが、その第一項は此の問題の解決方法であつた。

一 區會議員及び學務委員に代るべき適當なる機關を設置すること

二 學區廢止の當時に於ける家屋稅附加稅の賦課率を其の平均額より成るべく増加せざること

是等の希望や決議に基き、公同委員を置くこゝゝなつたのである。之については後に詳記する筈であるから、茲に之を略する。

第三に問題となることは、右の附帶決議の第二項に關する家屋稅附加稅に關するもので、之にはなか／＼多くの希望があつた。

一 家屋稅附加稅は本年度の賦課率より増加しないこと（二學區）

二 家屋稅附加稅の課率は、現在全市平均率を超へないこと（五學區）

三 家屋稅附加稅の課率は四圓以下に止められたい（一學區）

四 家屋稅附加稅は負擔の激變を避くる爲め、相當の方法を講ぜられたい（一學區）

五 家屋稅賃賃價格の三十等以下割引制度を撤廢すること（六區）

以上の區はその多くは、富有區よりの希望であつて、理由の存するものもないこゝはない。然し之に拘泥されずは、學區撤廢の最大理由の一である負擔の均衡を、無意義にせしむる結果なるから、大に考慮を要する事項であり、且つそこに市當局の大なる苦辛の存するところである。然らば市は如何なる方策を樹立したであらうか。之は、市會の附帶決議の如く平均額をあまり超へない率になつたから、家屋稅附加稅の課率の低かつた學區

に對しては、甚だ不利な結果となり、その高かつた學區にまつては有利な状態となつた様である。然し之は學區撤廢の當然の歸結を見るべきものであらう。

次に問題となることは、通學區域に關するもので、現在の夫を變更しないこと、現在學區内學齡兒童入學に對し、その區の兒童に優先權を保有せしむること、現在校舍の位置は將來永久に變更しないことの三點をあげて居るが、これは第二を除いては、稍無理な希望である様に見へる。要するに大體、尋常小學校の通學區域は大なる變化は來たさないであらうが、尋常高等小學校の高等科に對しては、大なる通學區域の變化があるべきであらう。何となれば是は學區撤廢の一大使命たるからである。之は後に詳述したい。

最後に残つた問題で相當有利なものであらうと思ふが、事務處辨の爲めに、區役所に相當の機關を設けることである。然るに之を希望した學區は僅に二區であつたのは吾人の稍と不思議とする所である。

現在に於て學校が事務簡捷と利便の爲めには、あまりに市に統一しすぎて、大分迷惑な結果となつて居る様である。之については後に較と詳細に記すであらう。

吾人の大に不思議に思ふことは、多くの學區より各種の希望を提出し、中にはその學區限りで極めて些細なる事項を擧げて居るものさへあるが、實業補習學校並に高等小學校の充實改造に就いては、一學區と雖も之を希望してゐないのである。之は市が計畫し實施すること、豫想して擧げなかつたのか、又は之を輕視して居る爲めであるか、その何れにしても甚だ遺憾なことである。學區によつては、二十人や三十人乃至五六十人の高等科生徒に可なり多額の經費をかけ、而も不徹底なる教育を施して居ることは、教育者は勿論父兄にまつても、之を満足してゐないであらう。又補習學校も同様な傾向が多少ないことはない。のみならず、前々號に掲げた如く、そ

の設置のない大小の學區があるではないか。然るにこの兩者の充實改造に關する希望がないのを見ることは、大に遺憾である。吾人の考ふ所によれば、たゞひ市が之を行ふ計畫ありししても之を力強く希望すべく、又若しかくの如き計畫が明でなければ、この二種の學校の充實は市民が自覺的に要求すべき都市教育組織の完成上缺くべからざる事項である。本項については、後に將來の計畫を考察研究する際に譲りたいと思ふ。

此の外の種々なる希望條項は略し、一つだけあげたい。それは校舍建築の爲めの借入金等を整理して、長期且つ低利の公債とすることであるが、市當局も亦之を認めて居る様である。借入金は前記の如く、二千四百十八萬餘圓の巨額に達し、その利息の如きも、年九分より六分五厘まであり、平均して七分一厘といふのであるから、可なり的高利で、利子は年々百五十萬圓餘に昇る。故に之を長期且つ低利なる公債又は借入金とすることは、必須なことであり、現にその計畫がある様であるが、未發表のことであるから詳記することは控へたい。

吾人は最後に、この學區廢止に對する一般輿論につき一考して見たい。

三 輿論の一斑とその批評

大阪市に於ける重なる言論機關は此の學區廢止に賛成であつた。就中大阪朝日新聞は最も力を用ひて、この輿論の振起に力め、その思想の普及に骨折つた。その理由としては、學區といふ如き、偏狹な區別があつては、大阪市内いふ共同生活團體の共存共榮の組織を完うすることは出来ないといふのである。其の所論の一部を見るに次の如くである。

(前略)吾人の考ふところによれば、學區問題は市域の擴大よりも、むしろ重大視すべき先決問題であつた。何となれば、市域

の擴大は、單に市行政の區域に關する形式外觀の問題であるが、學區の統一は、内部共同生活の組織に關する内容實質の問題であるからである。いかに風袋ばかりが大きくなつても、内部に共同生活團體の統一ある組織を破壊する學區のやうな編纂主義から出た原始的區分を存し、内容實質これに件はなければ、五月の鯉職のやうな吹き流しの大阪になつてしまふ。

(上略)學區といふものがあるために、わが大阪市を教育上から見れば、まだ一つの共同生活團體にはなつてはをらないのである。まだ組織されない無政府状態にあるのである。……折角の大阪を揮然たる一つの共同生活團體に組織づけ磨きあげて微瑕もないやうに輝かしむるには、どうしても單に貧富の懸隔を表示する看板にすぎないやうな學區は、速に廢止してしまはなければならぬ。

大阪朝日新聞は市民的精神の統一、團體生活體の組織完成の上より論じたが、全教育組織の完全上、又教育費の合理的節約といふ様な方面からは、之を明に述べてゐない。この方面は稍々専門的見地に立たねば明でないからだと思ふ。大阪都市協會發行の「大大阪」(第二卷第十號)誌上に於ても矢張り、教育の機會均等、召摺の均衡、市民的精神の統一の點は、論ぜられて居るが、この教育費の合理的節約と校舍設備の適切なる利用率を高めることの二者に就いてはあまり明に述べて居る者はない様である。然しながら之は大に考慮を要する問題であつて市當局は必ずやこゝに着眼し居ることであらう。然し之は學區廢止後に於ける計畫上の問題である爲めに市當局も表面上之を明白に表はさなかつたものであらうし、又かくの如き計畫を豫め漏しては、市當局は市民に教育施設を消極的にし、學校教育を低下するといふ様な杞憂を興かせる虞があつたとも考へたものであらう。然し今後の問題は之にあることを忘れてはならないと思ふ。

第三章 學區廢止に伴ふ諸施設とその考察

前記の如くにして學區を廢止したが、之に伴つて、之を必要とした所の教育の機會均等及び負擔の均衡を實現する爲めに施設する所がなければならぬ。今其の概要を記述し、且つ吾人の所見の一端を加へて見たい。

一 教育部の擴張

先づ第一に市教育部の充實は何といつても之を行はねばならない。理事及び主事に於ては増員はなく、従前と同様の理事一名主事十一名であるが、視學に於て十名を増員して十九名とした、但しそのうち、五名は醫師で學校衛生にあたることになつて居る。書記九名、雇及び臨時雇を加へて十名を増し、前者は二十七人後者は三十一人となつた。而して右主事中社會教育主事は視學兼務となつて、視學は専兼あはせ二十四名となり、學校教育、社會教育並に學校衛生の三者がよく連絡してその機能を全うする爲めに凡て視學と稱することとしたといふことである。

而して新に調査課を設ける外、庶務課に建設計畫掛、校園教育課に用品掛を増設することとなつた。前者は學校建設の計畫に任じ、後者は學校の用品の配給に關する事務を分掌するのであつて、何れもなければならぬものである。而して調査課は今後の市の全教育組織の改善充實その他合理的節約、設備の利用率増進等に關して専ら研究調査するのを目的として置かれたものであらうが、之には視學が夫々分擔し、たゞ事務を執る爲めに書記二名雇一名を配置して居る。而して課長は部長が現在その事務取扱ひして兼務して居る。之は恐くは今後其の方針の大綱が決するに隨ひ、調査研究の進むにつれて、もつと有力なるものとする必要はあるであらう。然らざれば學區廢止、教育行政の統一の効果を減殺する様なことが起るであらうと思惟せざるを得ない。

二 教育費とその財源

第二に見るべきは本年度の小學校其の他學校及び幼稚園の教育費如何である。前年度に於ては市豫算として、直營小學校費(三六・七八四圓)の外學校幼稚園教員諸費として六百七十四萬二千餘圓を計上し、その内譯は

第一項	給料	五、四三八、九六二圓
第二項	雜給	一、二五〇、二一八
第三項	恩給基金	五三、〇九一

であつたが、昭和二年度は、之に代ふるに、小學校費、實業補習學校費、幼稚園費の三款をあげて居る。之による次の如くである。

十六款	小學校	九、二〇八、八七二圓
一給料		五、九九二、七〇九
二雜給		一、二六四、七八三
三需用費		九六二、六二一
第十七款	實業補習學校費	四六六、二五五 (項略)
第十八款	幼稚園費	四三、六三七 (項略)
		五五〇、三四四
		五一、二九六
		六雜出
		三八三、一一九

右三款合計千八百八千六百六十四圓となる。而して前年度に於ける市區兩者を合計したる小學校、實業補習學校及び幼稚園の經營費は次の如くである。(市直營小學校三六、七八四圓を含まない)

小學校費 八、三四五、〇六八圓

補習學校費 三九七、二六三
幼稚園費 三三一、九一八

計 九、〇七四、二四九

故に前年の直營小學校費を加へても、九百十萬圓程であるから、本年は約百萬圓を増加して居るのである。それも主として小學校費が増して居るのを、彼此對照上直に知り得るのである。

然し全體として見るときは、未だ新計畫は十分に豫算の上にはあらはれてゐないが、之はそれまでの計畫をたてるに必要な時に餘裕がなく、且つ財政上の餘裕もなかつた爲めであらうと思はれる。今後は漸次その計畫につれて、市全體の教育組織の上に充實を期することを得るであらうし、又之を得ねばならない。

而して其の歲入中他の事項は別として、學區廢止と共に問題となつた府稅たる家屋稅の附加稅の課率は、如何に之を定めたかを見たいと思ふ。大正十五年度に於ては

市費課率	一圓に付	〇・五四〇	八二四、二五・五〇〇圓
同上 (埋立地)		〇・四五〇	六、八九八・五〇〇
計			八三一、一三〇・〇〇〇

であり、學區費の夫は

平均課率	一圓に付	四・三八五	五、九二八、三八二・〇〇〇圓
------	------	-------	----------------

であつた。故に、之を合計してもその課率は大體四・九二五圓であるが、之を五・〇〇〇圓とした。故に本稅額百五十三萬二千九百十圓に對し、本年の市稅は七百六十五萬四千四百五十圓となつて、前年度の合計六百七十五萬九千

四百九十五圓より、八十九萬千九百五十五圓の増加となつた。前記の如く、小學校費に約百萬圓増加した額は、この市税より補はれるわけである。

右の如く大阪市では、その家屋税附加税は、全市を通じて一率に本税一圓につき五圓を賦課することとなつた。然るに各學區を有してゐたときは、その課率は最少本税一圓に對し、〇・五八圓より八・〇〇圓までの甚しき差等があつた。然るに本年度は一率に九・〇〇圓を課するわけであるから、負擔の均衡といふ點よりいふと、それが甚だ明確に實行されたのである。之によりて學區によつては有利になつたの不利になつたのがあるが、あまり甚しき不平もない様である。殊に大阪市會は前に掲げた如く、平均率よりあまり高くしない様にといふ附帶決議をし、次で豫算に於て、その決議に近い課率を可決したのであらう。吾人は大阪市民が、全市的共同精神換言すれば、自治公共的精神の深く且つ大なるものを有するを見て、敬意を表せざるを得ないのである。

三 需用費配當方法

第三は教育の機會均等の一段として、前記需用費九十六萬二千餘圓の各校配當は如何にしたであらうかを見る必要がある。之は従前は學區により可なりの差違があつたが、統一後は公平を得なければならぬ。そこで市では需用費中備品費及び消耗費は、市の購入によれる現品配給と一定金額の配當の二つに分けた。而して備品費を如何に配當したかを見るに次の如くである。

- 一、全額の一割 數授方便物不足程度の高き學校に對し、之を補充するために控除
- 二、同上 一割 豫備費として保留

三、三 割 「學校一、學級四、兒童四」の比率を以て學校に配當

四、二 割 各校園前年度豫算の比率に依り配當

五、三 割 現品配給の爲めに市に保留

之によりて、稍々學校間の備品費の甚しき不平等を除くを得、他方又特別に之に多く支出した學校に對しても亦、多少は増加されることとなつてゐる。

次に消耗品についても亦、略々之と同様な配當率をして居る。先づ第一に高等小學校工業科充實の爲めに、特別に多額の消耗品を要するから、その材料費を除き、その殘額を次の如き割合で配當した。

一、一 割 豫備費

二、五 割 「學校一、學級三、兒童六」の比率で各校配當

三、四 割 各校園前年度豫算の比率に依り配當

之亦備品費同様の原則によつたものであるが、之では最新式の學校のチーム裝置があつたり、プールがある學校等に對しては消耗費は不足するであらうと思はれるが、然し、之は全市統一上當然の歸結であると思れば致し方はあるまい。而して市も財政の豫裕がつき次第特別の配當をするの方針を立てられることは當然必要かとも思はれる。何となればそれは、最初建築にあたり、市が認めた學校設備であるからである。

この外の通信運搬費とか、瓦斯電氣費とか或は雜出等の配當等については、茲にはあげない。要するに本項の最初にあげた趣旨はよく達するの道を探つたことは之を見ねばならぬ。學校によつてはいはゞ大に不平を漏すべき程、前年に比すれば、是等備品費や消耗費が少なくなつて居るものもある様であり、而も是等の學校所在の舊學區は一般に低率の家屋税附加税で事足りて居つたのであるにも拘らず、今度は高率の附加税を納めた上に、反對に

この種の配當が、一般に少くなつたのであるから、その區民は甚しき負擔と損失を受けて居るわけである。然し之に對して不平もあるかは知らないが、進んで其の不足は保護者會費の如きで、之を補ふ方針を立て、居る學校區民があるに聞く。吾人は此の點に於ても、大阪市民就中央區の市民に、敬意を表するに吝でない。

四 行政區委任事項

第四に學校管理の便宜、事務簡捷の爲めに區役所に、相當の機關を設けられたいといふ希望が、二學區にあつたことは、前にあげた通りであるが、之に應じて、區に於て執行する事務を定められたが、それは主として、校園職員給料、雜給の全部で、需用費の如きは被服費中の靴代料及貲費といふ如く、極めて少數の部分に限られて居る。之が取扱に當るものは特別に置かれるかは知らないが、多少極端な統一に傾き、極めて輕微の修繕さへも一々中央の教育部と交渉をせねばならぬ様なことになること、必しも事務簡捷にならぬとも限らない。之については現在大分混雜が起りつゝある如く、漸次經驗を積んで改めて行かねばならぬといふ聲が高いのは、稍と理の存するところではなからうか。吾人の思惟するところに於ては、もつと區に事務をまかして現品配給や、現在より以上の額に昇る備品購入の如きも、委任した方がよくはないかとも思はれる。然しながら、却つて、ここに思ひも設けない弊害が生ずるこいふ様なことも起らないとも限らない。ロンドンの如く、中央部で全教育及び事務に關する實權を握つて居るが、その事務簡捷の爲めに、十二の區に分つて、區學務長を置き、夫々の事務の處辯をさせ、區内教育事務の統一を充實に責任を有せしめて居るのを見るのである。この事務簡捷並に教育の統督といふことは、大都市に於ける教育行政上最も注意すべき點である。米國の大都市に於ても同様な形式を

採つてゐるものもある¹⁰。恐くは大阪市に於ても、將來、この點に於て多少の變化を行ふ時期が来るであらう。

五 公同委員の囑託

第五には再三あげた舊學區會議員や學務委員に對し、之に代ふべき委員を設けるこいふ希望に對する施設である。之は一言した如く、本年八月二十日に至り、公同委員規程を公布し、同日夫々、從前の學區會議員及び學務委員（教員にあらずる）千二百四十三名に之を囑託したのであつた。今參考の爲めに、その全文を掲げる。

公同委員規程

- 第一條 本市各區ニ公同委員ヲ設ク
- 委員ハ區長ノ諮問ニ應シ區内ノ行政事務ヲ援助スルモノトス
- 第二條 公同委員ハ市長之ヲ囑託ス但シ初期ノ委員ハ昭和二年三月三十一日現在ニ於テ同日ヲ以テ廢止セラレタル各學區ノ區會議員及公民選出區學務委員タリシ者ニ囑託ス
- 第三條 公同委員囑託ノ期間ハ二年トス
- 第四條 各區公同委員ハ幹事若干名ヲ互選ス幹事ノ任期ハ一年トス
- 第五條 公同委員會及同幹事會ハ區長之ヲ招集ス
- 區長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル

吾人は本公同委員に就て、少しく所見を開陳して見たい。

第一にその目的は「區長の諮問に應じ區内の行政事務を援助する」こととなつて居るが、區内の行政事務とすれば、種々雜多であつて、あまりに廣汎に亘る惧はないか之は寧ろ特に教育に關係する方面のみに限ればよいで

¹⁰ 是に就いては、東京市政調査會「都市教育の研究」第三篇第一、二章中、ニューヨーク、ロンドン等の教育行政組織を參照されたし。

はないか。否教育そのものもあまり廣く思ふ。それよりは児童保護の方面に限定する方が、より合理的でなかつたでなからうか。ロンドンやベルリンの如き中央の學務委員の外に、児童保護委員が學校委員の如き設けがあるのに徴しても、この方が適切であつたでなからうかと思惟するものである。¹¹

本委員は昭和二年三月三十一日現在學區會議員及び公民選出學務委員たりし者に囑託するのであるから、其の數は前記の如く二百四十三名にも達して居る。而して其の任期は二年であるから、永久に全部が囑託されるわけでもない。また其の數は一定して居る。定員を何名にするのかはわからない。のみならず一區で東區の二百名内外を最多とし、西成區の十五名を最少とする。その間に數の標準も何もない。たゞ便宜的に申譯的に置いたに過ぎない様に見える。

而して斯くの如く、舊市區では少くとも七十名多ければ二百名からの多數の者が如何なる事項につき諮問され、その事務を援助するか。是等も亦極めて不合理な點もないではない。

何々委員といふ様な市會の常設委員會を減じてしまつて、市會議員の干渉する機會を少なからしめ、以て市の行政事務の簡捷を圖り能率を高めたのが、池上前市長以來の政策であつたにきくのに、是等多數のものが區長の諮問を受け、行政事務を援助するに過ぎない、若しこの委員が有力なれば、市區政に面倒な事態を惹起し、無力なれば有つても無くてもよいことになつてしまふであらう。それよりは、一校三四名位の割合に之を置いて、もつと明確に児童保護を中心とした事務に援助を與へ、教育の徹底と完成を期する方が、より合理的であつたでなからうか。市の眞の腹はこの公同委員會なるものが、本規程の如く漠然たるものであつて、有名無實なものななし、次第に無用の長物であるといふ考を起させて、遂に自然に衰滅の道程を辿らしめることを希望してゐるの

でないかと思ふ。然し、吾人は折角のこゝであるから、寧ろ次の囑託の際には人數を減じ、そして、その職責を児童保護事務に限る様にせられむことを勧告したのである。

第四章 將來の計畫

一 教育組織樹立の必要とその見地

大阪市教育當局は、統一後の計畫の大項に就いては、未だ具體的の案を有してゐない様である。或る二三については、漠然と考へて居る様であるが、未だその具體案は勿論、稍纏つた考にも到達してゐないといふのが真相であらう。今日までは學區統一とその結果たる急務を要する跡始末に多忙であつて、未だその計畫につき考慮する暇がないのであると思ふ。之は無論斯くあるべきであつて必ずや、近き將來には諸計畫を立案されるであらうと思ふ。現に其の學區廢止の必要を叫んだモットーの一は教育の機會均等である以上、その實現につき計畫を立て、之を實行せねばならない。たゞ消極的の備品費の如きを稍々均等にしたからといつて、それで満足すべきでない。市當局は、積極的の機會均等につき實行せねば、その目的の大半は實現出来ないものと吾人は考へざるを得ないのである。

惟ふに此の積極的且つ理想的の機會均等を立案し、全教育組織を完備する爲めにこそ、此の學區撤廢が必要である。然らざれば、全市が一學區としての機能を發揮し、その中央の計畫がよく徹底され得ないこととなる。¹²今や大阪市が、一種の所謂全市學區となつたのである。故に此の計畫は、實行し易く、且つ之を喫緊の必要に迫ら

¹¹ 東京市政調査會「都市教育の研究」776—777 及び 796—791 頁参照。

¹² 歐殊に米國の都諸市は嘗て此の經驗を嘗め、漸く全市學區としたのであつた、之については、市政調査會發行「都市教育の研究」第三篇第一、二章を参照。

れて居るのである。

更に吾人の卑見として、前に輿論をあげ、且つ之を批評した際に述べた如く、経費の合理的節約、設備の合理的利用率を高めることに就いても亦、之を等閑視することは出来ない。希望事項にもあり、又反對理由の一を満すために教育の充實改善を圖らんとするには、多額の経費を要する。随つてその財源については甚だ困難とするものがあるであらう。且つ又必ずしも之を困難にしない場合にありても、合理的の経費の節約と設備の利用率増進とは必須なるものである。何となれば経費と設備を徒に空費するといふことは、決して採るべき政策ではない。之は千古萬古不變の真理であるからである。而してこの點は、小なる學區が分立して居つては到底出来ないことであり、而も市教育組織上理想と現實とを結合し理想實現に可能力を見出し得るためにも、この整理節約はなければならない。

吾人は以上の見地より、大都市として大阪市が、その教育組織、就中學校教育に就いて、如何に之を完備充實すべきであるかを、都市教育研究者の一人として、稍々理想的立場より、卑見を開陳して見よう。而してこゝには學校教育といつても、中等學校にはあまり觸れたくない。既に大阪市は、中等學校は、商業學校五、工業學校三、實業(商工業)學校一、女子職業學校二、高等女學校二、市立高等商業學校一計十四校を有し、他の大都市に比すれば、遂に充實した教育施設を有し、たゞひ大に論議すべきことはあつても、この中等學校の問題は、本邦の中等教育全體に亘るものであるから、今姑く之に關せず、主としてそれ以下の學校教育及び一、二の社會教育施設について考究することとする。

然らば如何に之を分類して考察すべきであらうか。それには種々の見方はあらうが、先づ第一に吾人は尋常小

學校の改善充實につき考察し且つ特殊教育方面に、その新施設を要する事由を簡單にあげ、第二に高等小學校の夫に及び、次で實業補習學校につき改造と計畫を要する方面を明にし、その方法を擧げ、最後に社會教育施設に進みたいと思ふのである。勿論本研究は大阪市教育當局が、その實施に當り調査する如く、細目に亘つて、具體案を擧ぐるのではなくて、前にも記した如く、理想的立場より陳述するのであるから、その資料の如きも一々茲には擧げ得ない場合もあり、又その手元に有するものでも之を省略したのも少くない。

二 尋常小學校の充實と特殊教育施設の完備

尋常小學校の充實に必要な事項は、諸多の方面より之を觀る必要はあるが、先づ初めにこゝにはその特別教室について觀察したい。凡そ近代教育は完備した特別の設備の下に教育する必要があるが、益々急務となつて、世界各國を通じて、各都市もその設備には可なりの努力を拂つて居る。故にこの特別教室の完否は或る程度までその教育の充實の程度を示すものといふことが出来る。故に茲には取敢えず之のみにつき記して見たい。

(イ) センター制度を設けること

既に前々號にあげた如く、大阪市小學校の有する特別教室は、學區又は學校により甚しき差がある。而して今、経費を眼中に置かず、純理的に見て、その設備を完成しようと思へば、少くとも一校に七八の特別教室がなければならぬ。然し之は到底財力の耐ふる所でない。又かくの如く財力を考へずに、設備に多額の経費を投ずることは、必ずしも賢明と稱することが出来ない¹⁵。そこで吾人は、之について大阪市當局に次の二案を推挙したのである。

一 舊市にある特別教室の多い學校の設備の或るものを附近の他の學區の児童にも使用せしむること。

¹³ 東京市政調査會「都市教育の研究」第六章校舎と其の利用 986—1.010 03頁参照。

¹⁴ 東京市政調査會「都市研究の研究」938—990頁。

¹⁵ 上掲書、990—999頁。

本案は現にロンドン都の行つてゐる案でセンター制度である。¹⁶ その何れの學校の何教室か云ふことは、こゝにその細密の材料がないから到底擧げ得ないが必ずやかなり多くの學校の特別教室は、所謂空費されて居る時間があると思ふ。現に前々號にもあげた如く、普通教室の數に近い位の特別教室がある學校があるではないか。之は新市に於ても、亦同様にいひ得るこゝであつて、たゞそのセンターの數が甚だ少いだけのこゝである。

二 新市及び舊市に於て、センター制度を設くるに足る必要なる特別教室がない場合は、之を設備し、次で之をセンターとして充分に活用すること。

之は前記の理由にて明であるから、煩を避けて再記しない。

(B) 市立師範學校の設置 市立師範學校設置の必要なことは贅言を費すまでもない。東京市政調査會は前記の校舎の利用に就いても、大都市の市長に意見書を送つたが、此の市立師範學校設置についても亦意見を呈し、文部當局に於ても、その必要を認め、曩に師範教育令を改正して、市に於ても亦師範學校を設置することが出来る様になつた。その世界各國に於ける都市の師範學校に於ける傾向については、下記の脚註の書を參考されたい。¹⁷ 現に大阪市に於ても教員の學力充實の目的を以て常設の講習會を開催して居るのであるが、之をもつて充實して、中學校卒業者に二ヶ年の教育を施す所の市立師範學校を設置し、他方現在の教員に對する學力充實の爲めの講習會を附設し、以て時代の要求に應ずる必要がある。之は尋常小學校の爲めのみでなく、高等小學校の爲めにより必要であるが、兩者に關するから、茲に記したに過ぎない。

(C) 特別教育の施設 之は身體・精神の缺陷に應じて之に必要な教育を施すものである。今之を身體の方面より云ふと、虚弱兒(腺病質、營養不良、結核性疾患等)筋骨缺陷、感覺器官の缺陷(視覺・聽覺の缺陷であ

つて、盲及び弱視、聾及び難聽)を主とし、精神的方面では、低能兒、劣等兒、言語障害(吃音を主とする)の三々する。この言語障害は精神的方面といふよりは、生理的方面に缺陷があるとも見られるが、今假にこゝにいられたのである。

是等の全部に就いて一々その數をあげることは、茲に略し、その二三についてのみ記して見よう。(以下大阪市に關する事項は大正十四年度兒童身體検査に依る。)

(a) 視力保護學級 全市小學校兒童のうち近視眼者は兩眼近視一五、三八六、片眼近視五、六一〇、計二〇、九九六に昇る。

此の内一分が、教育を受くるを困難とし、普通の學校で特別の注意を要する見ても、二百人からの者が居る。況んや眼疾(トラホームを除く)を患ふ者四千六十七人も居る。此の一割の者がやはり特別の保護を要するにしても四百人、五分として二百人も居る。之は近視・同一患者が居るであらうから、その半數見ても、視力保護の爲めに、特別の教育を要するものは、三百人は居るに見てよい。この内には、半年位の特別の注意によりて治癒するものもあると思ふが、餘程まで特別の保護を要する者もあるであらう。その一學級當兒童を二十人としても、全市で約二十學級を要する。之を視力保護學級のセンターとして、之を適當の學校内に設けてその附近の生徒に通學せしむる必要がある。

(b) 難聴兒學級 聽力障害のあるものは、二千八百八十六人で、全兒童に對して約一分の難聴兒が居り、稍正確に計るこゝの出來る十一年より以上に於ては、三パーセントも居る年齢階級もあるのである。故に少くとも平均全兒童の二パーセントは居るであらうと思はれる。そうすると、約四千人からになり、東京市の夫と略同數

¹⁶ 東京市政調査會「都市教育の研究」489—491頁。

¹⁷ 上掲書、957—974頁。

になり、その割合も亦約二プロセントとなつて、略々同一である様である。而してその一割が特別の注意を要するものとすれば、約四百人からの多数があり、その五分にしても二百人も居る。一學級十五人としても、約二十乃至十二三學級は難聴兒學級として設けるだけの兒童数は居るのである。

(c) 開窓學級榮養學級 腺病質の者は、五千八百八十一人で約二・五プロセントにあたり、又榮養内の者一萬二千二百二十三人、發育概評内は四萬三千三百四十八人も居る。この腺病質の者の一割が特別の注意を要するとしても、五百人からの者が居り、榮養内の者のうち一割が保護を要するとしても、千百人程も居り、發育概評内の一分が特別の保護を要するとしても四百人からの保護されるべき兒童が居るわけである。

以上に據つて見るに、戶外學級とか、開窓學級とか、或は榮養學級又は郊外露天學校等に收容すべき者は少くとも三四千人は居ると思ふ。

この外心臓の疾患貧血等の兒童も亦少からずある。要するに、身體検査はたゞ検査の爲め、統計をつくる爲めの検査でなく、之によつて適當なる教育的施設を講ずるものであつてほしい。若し然らば、以上二三の方面に稍々注意をしても、其の必要な施設は、立ちに之を等閑に附するここの出来ない實狀にあることを、知り得るのである。

今此の種の兒童の教育につき、參考の爲めに、一九二三年に於けるロンドン都の一例のみをあげて比較材料に資したい。¹⁸

視力保護學校	校數	兒童數
	二六	八四四

難聴兒學校 ¹⁹	五	一三五
筋骨缺陷兒童校	三七	四、〇八五
結核病兒學校	四	三九二
通學療養學校	一	二六
外氣學校	四	五五一
寄宿外氣學校	三	三五八
言語矯正中心	六	一、四八〇
癲癇兒學校	三	不明

(a) 次に考ふべきは、精神薄弱者の教育である。之については鈴木視學が數年に亘る苦辛研究の結果一萬人以上の多數兒童について、智能の測定が行はれ、種々の有力なる又價値ある結果を得て居るのである。その大正十四年の研究報告によつて見ても、精神薄弱者は一乃至一・五プロセント居ることは明となつた。故に二十四萬人の兒童中には、二三千人の精神薄弱者が居るわけである。最近神戸市にて調査したところによれば、精神薄弱者は約二バーセントも居る。是等の狀勢より見て、最少二千人の精神薄弱者が大阪市小學校に居る割合となるのである。之を特別に教育して彼等の智能に適する教育を施すのみならず、普通兒童の教育をして一層その効果を大ならしめる施設がなければならぬ。而して英米獨諸國に於て、此の低能兒を普通學級より除いて特別に教育するに至つた結果、普通學級の教育効果は約二割も増進したと稱せられて居る。之は恐くは眞理であらうと思ふ。若し果して然らば之こそ一學面得と稱すべきであらう。此の特別學級は一學級平均二十人を收容するとしても、百學級を要するのである。一見この數は非常に多い様に見えるが、然し決してそうでない。人口が大阪の二倍半

¹⁸ 東京市政調査會、前掲書 481頁。此の外、米獨兩國大都市の例は前書に就いて参照。

¹⁹ これはロンドンに於ては、あまり少ないがその難聴兒は殆んど聾に近い者を收容するからである。ベルリンに於ては、生徒數 351人 (1922年) あつた。その全兒童に對する割合は、ロンドンの約三倍に當つて居る。このベルリンの難聴兒數は一般の標準とすべきであらう。

に満たないロンドンには低能児を收容して居る學校は七十八、その数は七千二百四十六名に昇り、大阪の人口に相匹敵するフライデルフィア市では、百三十二學級、二千五百二十二人を收容して居るのである。

勿論急激に百學級も之を設置せねばならぬことはない。教師その他の理由で之を困難にするであらう。毎年數學級づゝ置いて漸次之を充實し、少くも七八十學級まで之を設置することに努力を拂ふべきである。

三 貧困兒に對する教育施設

更にこの點に於て注意を要するのは、この低能児は一般に貧民に多いことである。現に同市の中央區中の中央である船場島の内と通稱される地域の小學校兒童には甚だ少いが、周圍部就中下層階級の多い所程その率が多い様である。故に中央區では殆んどその必要を見ないが、周圍部は特に之を要する。而して他方家庭の注意や保護等も行届勝になる爲めに、一方その智能が低下するのみでなく、他方その徳性まで低劣なる傾向があるのである。而も、これが先天的の智能の如何によるのみでなく、その環境その榮養等が、益々その兒童の心身兩面を頹廢せしめるのである。故にこの點より見るに、彼等の智能の程度に適應する教育を施し、その環境並に將來に適應する教育を施すことは一層必要なるのである。

こゝに於てか吾人は、進んで貧困兒童の教育につき一瞥する所がなければならぬ。

貧困兒童の數は幾何に昇るか不明であるが、已に大阪市は徳風有隣の二校の外、各種學校として勤勞教育を方針とせる豊崎勤勞學校があつて、共に貧困兒童を教育して、良好なる成績をあげて居る。然し同市の現狀は之に止らず、更にかゝる特別の學校に於てのみならず、榮養不良なるものに對する給食の如き、又精神の薄弱なる者

に對する適應の教育並に勤勞主義訓練の教育の如き大に之を施設すべき餘地は存する。殊に西成、東西淀川區等の如き工場が多く、工場労働者の多い土地に住する兒童は、種々の點に於て心身の保護を要するものと認められる。今後市教育部内の學校衛生視學の活動、並に心理検査の普及及び一般教育上の調査の充實によりて、その心身狀態を研究調査するに、意外なる事實を發見し、是等の施設の一日も緩うすることに出来ないのを確信するであらう。

この心身薄弱なる者の教育と共に、注意を要することは、貧困兒童中の優秀者の教育如何である。既に鈴木視學の調査によるも、一パーセント位の優秀者が居るのであるが、之は獨り中流以上の階級だけでなく、貧困者の階級にも決して少くはない。否特別なる秀才は寧ろ貧困兒童中に見出すことは珍しくないのである。之は何を以てその向上の道を得させたいものである。現に大阪市に於ては種々の獎學施設もあることであらうが、大阪市の公費を以てこの種秀才に對する教育の機會を與へることは、かゝる商工大都市としては、是非實現したいものである。之は獨り大阪市の大をなす所以のみでなく、國民の人物經濟の上に極めて大切なことである。ロンドンの如きは、夙にこゝに着眼して試験の上、二千數百人に各種の中等教育を三年乃至五年間繼續して無料にてうけさせ、更に進んではその少數の者には大學専門教育をも受けさせることにして居る。この獎學は師範學校生徒を除き、各種合計で四千人以上に達する様である。²⁰

斯くの如き多數の者に獎學資金を給與することは、容易でないことはいふまでもないが、大阪は毎年五十人や百人位にはかゝる公費による獎學制度を立て、一方心身も普通以下の兒童を保護することに共に、他方積極的に心身の優秀者に對する秀才教育にも施設する所ありたいものである。理想的にいへば、之は大都市たるものゝ義務で

²⁰ 詳細は「都市教育の研究」498, 500頁を参照

あるを見てよいと思ふ。

尙貧困児の教育上注目すべきは夜間教授である。同市には男三千百十六人、女八百八十五人、計四千三百一人の多數が小學校教育を夜間に受けて居る。之は一方よりいへば、甚だ結構であるが、その學齡兒童に對するものにしては、たゞ一時の間にあはせてあつて、理想に相距る極めて遠いものである。嘗て東京市に於てこれらの兒童に普通學校兒童の成績を調査したことが、その間に極めて著しい差があつて、益々彼等をして智能を低劣にしてしまつて、その向上を妨げて居ることを發見して驚いたことがあつた。故に理想としては、此の種の夜間教授は、身體の稍々長じた學齡以上の者に限り、學齡兒には勤勞學校の如き施設を普及して、そこに學齡兒を收容すべきである。斯くの如き施設を残して置けばいつまでたつても、學齡兒の夜學校を廢する機會はないであらう。

而してこゝに注目すべきは、小學校半途退學者の數である。大正十五年度徴兵検査の結果によれば、大阪府の壯丁一萬九千二百四十人中、尋常小學校を卒業しない者は、實に四千七百二十八人で二割四分以上となつて居る。之は大阪府に幼少の時より成長したものといふよりは、地方より移住寄留した者に多いであらうと思はれるが、兎に角この多數の男子が半途退學となつてゐることは、たゞひそれが第四、五學年以上が多いとはいへ洵に遺憾至極である。況んや女子は更に之より多いことはいふまでもない。果して然らば男女合計で約一萬人内外の半途退學者が居る。而してその大部分は大阪市内に居住するものたるや明である。之をこの種夜學校に收容して適切な教育を受けしむることは、甚だ必須なることであるといはねばならない。之は現在でいへば、社會教育の系統に屬する成人教育の一種と見做すべきであるが、吾人は智識階級乃至、中等階級の者にする成人教育の必要も之を認めるが、勞働者就中國民の義務教育さへも完了しない者に對する成人教育の組織を大阪市が樹立されむことを勧奨して止まない者である。

貧困兒童と併せて忘れることの出来ないものは、水上生活者の兒童を如何にすべきかである。大阪市内に於ては、夙に茲に注目しその調査は大要出來たが、未だ實施されない。その數は吾人之を明にしないが、恐くは千人位は居るであらう。現在は一の私立學校に於て收容して居るのであるが、之で満足すべきでない。是等の兒童の就學は國の法律によると共に、市の自發的努力に依りて施設すべき性質のものである。前記貧困兒童の就學獎勵は必ずやこの水上生活者の兒童にも均霑せしめねばならない。是れ教育の機會均等の精神より出たもので必須缺くべからざるものである。

四 高等小學校の充實

一般に高等小學校の充實には、諸多の方面より研究を加へ、之を施設する必要があるが、大阪市内に於ては、之と同時に、特にその學級の整理及び設備の利用に就いて大に反省考察し、その必要と認むる點について、之を實施することが甚だ必要である。

前々號にあげた通り、舊市小學區にある高等科はその兒童數が少い爲めに、複式學級とし、尙且つ二十人や三四十人といふ學級もある。之より稍々多くて、五六十人といふ全生徒數の高等科もある。是等は何れにしてもその内容に於て又其の教育的意氣に於て甚しき惡結果を招いて居ることはいふまでもない。のみならず、その特別の設備即木工、金工、料理、洗濯等可なり多くの完全なる設備を有する學校も少くないが、是等の利用率たるや甚だ低いのである。故に是等の小區分された高等科生徒を、一ヶ所に多く集めて收容し、更に出來れば一行政區

²¹ 文部省普通學務局、大正十五年壯丁教育成績概況。

の高等小學校を一校又は二校位にまゝめてしまふべきである。この高等小學校の集合によつてよく統一され、尋常科の爲めに、日蔭者扱にされる傾向より脱却し、其の教育が獨立の機能を發揮し、且つその設備も比較的に空費するところ少なく、之を用ふるこゝが出来来る。料理や洗濯等の實習室を僅に一週二三回用ふる如きこゝは、實に此の上もない空費である。斷言し得る。若し以上の整理が出来れば、吾人が再三論ずるこゝの學校設備の利用率はかなり高くなり、地方自ら學級の整理が出来来る。之は何等教育の能率を下げるこゝがない合理的の整理節約の一端であり、積極的の設備利用率を増進する方案である。

神戸市が大正十五年及び昭和二年度に於て、敢然學校及び學級の整理を行ひ、八個の高等小學を獨立して設置し、その教育を充實したこゝは、正に吾人の大に注目すべき施設であると思ふ。殊にこの學級學校の整理によりて、約八十學級程は之を縮少し、その教室を以て二部教授撤廢に要する教室に充當し、更に、本年度に於て、一校を全部第三神港商業學校々舎に充當した。これによりて、神戸市は少くも二百萬圓乃至三百萬圓近くの建築費を節約し、且つ經常費の如きも、一學級千五百圓を要するこゝ見ても、毎年十二三萬圓の節約額に昇るのである。勿論この整理は尋常高等科全部に亘るこゝであるが、大阪市に於ては更に多くの整理節約が出来来るこゝに信ずる。然し之は容易なこゝでない。今後二三年位の間には實現出來ないであらう。少くも五六年度の歳月を経て、全市民が學區統一の眞精神並にその理想を理解するに至らねば甚だ困難であらう。現に神戸市が大正八年に學區統一を行つたのであるが、學校學級並にその通學區域の整理は、大正十五年及び昭和元年度に出來たのであるから、更に凡てが大スケールである大阪市では或は十年の年月を要するかも知れない。然しながら或は市當局の計畫の努力が速に企圖され、市民の自覺が又速であるならば、僅々數年のうちにこれが實現出來るであらう。吾人

はこの日の一日も速ならんこゝを望んで已まない者である。

吾人は以上で單に整理節約の點を力強く高調したが、之と同時に高等小學校の設備に因る充實は勿論、更に多くの有能なる専科教員を使用し、實業都市の高等小學校に對する要求を充すべく力め、又若しその高等小學校にして設備の不完全なるものは、至急大充實を計畫するこゝをも必須缺くべからざるものゝ認めるものである。²³この必要は殊に新市部に於て見るであらうが、苟も高等小學校教育の本旨を達し、その獨目的機能を發揮せんせばさうしても、この點は實行せねばならない。而も他方已に設備が完全し又は完全に近いものは、その利用率を高めるまいふのであつて、吾人は單なる消極論者でないこゝを力説したのである。

五 實業補習學校の改造

大阪市は大正八年に實業補習學校の組織を計畫し、同九年より中等科及び高等科を設けて之を學年制とし、前者に、銀行、保險、卸工、廣告、建築、皮革、金物、機械、指物、藥種、織物、小間物、取引所、外國貿易、洋服、菓子製造、電工、寫眞、家政、後者は、機械、指物、金物、陶磁器、印刷、莫大小、家政等の諸科を置いて、極めて進歩した案を實行しやうとしたのであつた。然るにその後その組織は小學校に附設したものは、あまり効を奏しなかつた様である。その原因はその机、腰掛等の設備に於て、その年齢の長ざる生徒に、適するものを、又その各科専門の教師を得るこゝに於て、専門的教師として耻づかしくないだけのものを、得るこゝに於て困難したのが原因である様である。要するに物的にも人的にも之を適當なるものを得なかつたを稱してよい。

他方前期の補習學校費を見るに、その學校數は、可なり多く、男女共で約百を計へるが、その生徒數は甚だ少

²³ 都市の高等小學校として將來進むべき點に就いては「都市教育の研究」334—337及び 484—488, 598—604頁等参照。

²² 本神戸市の本計畫に就いては、「都市問題」第四卷第二號、最近都市事情欄「神戸市に於ける學級整理」を参照。同市に於ては昨年度もこの計畫を進め、一昨年度に實現出來なかつた第三神港商業學校々舎として、女子高等小學校々舎を充當することにした。

かつた。それは小學區本位であつたことを、一因とするのであつた。現に前々號の第二表にもあげた如く、現在に於ては、男子補習學校九十一校女子補習學校三十三校あるに拘らず、其の學級數は男子、三百三十一、其の生徒數は一萬千六百九十五人で、一校平均百二十八人である。女子は百三學級、生徒數は三千六百四十四人で、一校平均百十人餘である。素より一校當り生徒數の多いことは必しも好成績をあげる所以でないが、一方生徒數のあまりに少いことは、生徒相互の奮勵心を弱め、好學心を弱める傾がないでもない。況んや僅に二三十人といふ如き生徒數では夜間教授はあまり寂寥を感じあまりに哀愁を帶ぶる如き感さへ起るのである。生徒が、五十人以下の學校は實に、二十七校を算し、この中三十人以下といふのは、四校も含まれてゐるのである。之は實に學區制の弊害を痛切に示して餘ありといふべきである。そうかと思ふに堀川上福島兩校の如く、千人以上を算し、西天滿の如く、五百名以上、清堀、船場、西區、九條第四、育英の如く、三百人以上を算するものもある。是等の學校間には、その組織に或は學年制或は科目制といふ如き差もあつて、生徒の希望が科目制に傾くといふ如きもあり、かたゞ生徒數に、斯の如き差もあるのであると思惟されるが、前記の如く封建的學區制にも禍されてゐることも亦決して少くないと思ふ。

以上の見地よりして、茲に大阪市の補習教育の組織を改造する第一着手は、諸種の點より考慮して、現在の小さな補習學校は數校を合して一校とし、小さな數校を廢し、優良教員を任用し、必要な専門教師を招聘し、且つ設備を整備し以て、その内容を充實し、生徒の志氣を鼓舞するにあると思惟する。

第二に立案すべきは、天王寺、西淀川、東淀川、住吉、西成の如き男子補習學校の少い區に對して、夫々適當なる補習學校を設立すべきことである。之は教育の機會均等上市は當然着手せねばならぬものである。

第三の方法は市立商工業學校を中心とし、現在以上に充實した補習學校の中等乃至高等科に該當する教科を設けることであつて、現に夫々施設するところはあるは、その規模を擴大し、少くとも、その凡てを都島工業專修學校位とし、更に進んでは小學校のうち少くとも二、三十校を補習學校後期即ち中等程度のものとして完全なる組織をこり、内容を充實せしむべき計畫を立案すべきである。

而して以上の補習學校に於ては、その前期は勿論商業科の如く、後期も雖も女子の希望者には入學せしむべきである。後に述べる晝間女子補習學校に通學し得ない者に對しては、その實業補習教育を受くべき機會は夜間に限るのであるから、是非とも之は許可すべきである。現在の如く男女の實業補習學校を嚴格に、夜と晝に區別することは、決して策の得たるものではない。女子の夜學校に對しては、風紀上の問題等を云ふものがあるが、それは杞憂であることは、東京市立實業補習學校の數校が之を證明して居る。

女子補習學校生徒は、三千六百餘人であるから、男子の一萬三千に比し、三分の一弱である。之は多くの都市補習學校に共通の現象であるが、之も亦學區制に妨げられて居る點もないではない。故にその入學を舊學區外の者にも無制限にして獎勵し、それに必要な施設を講じ、更に、東西淀川、住吉、西成の如き、その設けのない區は勿論、北、東成、天王寺の如き少い區に對しても亦之を新設して、教育の機會を均等にする必要がある。而して女子補習學校は午後三、四時又は午後一、二時頃より二時間乃至三時間程教育する學校も亦之を必要とするのである。之は現在の如く、一日中の學校では入學したくとも入學し得ない者も亦決して少くないからである。

女子に對しては常に家事裁縫等の如きを主としたものゝみでなく、製本、商業、タイプライティング、その他必要なる職業科を課することも亦極めて當を得たるものである。故に女子に對しても亦、晝夜間を論せず、是等の

専門的實業補習學校を設くるの必要は、之を見逃してはならない。

而してこの中等及高等程度の専門職業科は如何なるものを選び、如何なる地區にその教授する學校を設くべきかは、大阪市民の職業の種類並にその地區的分布の状況を精細に調査すべきである。²⁴

六 社會教育の振興

本篇に於ては、主として學校教育について記述する豫定であるが、之と關連して最も必須なる一、二の社會教育施設につき簡単に記述し、以て大阪市の教育組織の系統的研究所を完結したいと思ふ。

大阪市の社會教育施設は、他の大都市に比して、最も組織立つて居るものがある。その市民博物館といひ、運動場といひ、小學校中心社會教育といひ、又建築に着手中である美術館といひ、又小規模であるが心華婦人館といひ、理論上は、又教育部の管理に屬すべきものであるが、その沿革上社會部に屬する二つの市民館といひ、又大阪市教化委員制度といひ、何れも他の大都市には見るこは出来ないもの、又はあつても比較的奮はないもの、又はその組織が不完全であつて、本市の特色とすべきものが多い。随つて、本市に於ては、是等は何れも相等の教育上の効果をあげて居る。然るに本市に於て最も缺乏して居るものは、圖書館と成人教育施設である。故に今之を一言したい。

(a) 成人教育施設 之は、新聞社其の他の主催を以て、種々の盛大な施設はあるが、市が直接行ふものとしては甚だ少く、且つその組織が不完全である様に見える。之は前にあげた初等教育より普通並に實業の中等教育及び高等教育に亘り、又その内容よりいへば、知、徳、體、の三育は勿論實業上の技能教育趣味娛樂の美育よ

り宗教教育にも及ぼし、以て、系統があり、その機關施設の地區上の組織もあり、又男子と女子との區別もあり、全體として、全市區全市民に種々の點に於て、適當なる比例を保ちたるものたらしめたいものである。

而して其の施設に必要な講堂教室等はいふまでもなく、小學校中等學校等の教室講堂を利用し、或は獨り市のみでなくて、府立の中等學校や専門學校さては官立の學校等をも、出来るだけ之をその大組織のうちにこめられるべきである。

(b) 圖書館 圖書館は大阪市の社會教育機關中最も缺陷の甚しいものであらう。人口二百萬の大阪が市立圖書館は、僅に六、藏書冊數二萬六千餘冊を有するに過ぎず。又その經費も、經常費一約五萬圓、臨時費一萬六千圓餘、計六萬六千圓餘であつて、人口一人當は僅に三錢に過ぎない。如何に之を施設し始めたのは、近來といへ、公立圖書館の經費は、市民一人當僅に三錢であることは、殆んど想像出来ないことである。東京市ではそれが約十錢であつて、之さへ米國諸都市に比すれば殆んど比較にならないのであるが、大阪市に於ては更に更に少額である。又小學校(幼稚園を含む)經費と比較しても、大正十五年度に於て、之に九百七萬圓を費してゐるのであるから、之に對するその圖書館費の百分比は、僅に〇・七三に過ぎない。換言すれば、小學校費百圓に對し、圖書館費は一圓に満たないのである。然るに米國では大要、全市平均して常に百圓につき三圓五十錢位の割合となり、大阪市の夫の五倍に當るのである。²⁵ 現にニューヨーク市一九二六年の豫算を見ても、

全公共教育費

八千九百九十三萬六千八百三十三弗

公共圖書館費

二百四十五萬二千三百三十三弗

であつて、全教育費百圓に對し、圖書館費は約三圓に該當するのである。人口一人當りにしても、大阪市の三錢

²⁴ 之に就いては、本會發行「都市問題」第五卷、第二、三號に、東京市の職業分布と補習學校との關係並に東京市補習學校改造案及び本會發行「東京市の實業補習教育第八章六大都市の實業補習教育」參照。

²⁵ 之については「都市教育の研究」829—890頁を參照。

に對し、米國全市では、約三十七仙で二十倍以上となり、紐育市の例で見ると、約四十仙で、やはり略同様の比例をみるであらう。

吾人は必しも、大阪市の圖書館が世界一の公共圖書館の發達して居る米國の夫と、同比率に凡てがならねばならぬ主張するのではないが、本邦の圖書館があまりに振はないことを明にする爲めに、此の經費の比較を試みたのである。況んや小學校教育費に至るに大阪市民は一人當約四圓五十錢を負擔し、全學教教育費は、五圓にも昇るであらう。紐育市では約十三弗即約二十六圓となるのであるから、大阪市民の學校教育費一人當負擔は、米國の夫の五分の一であるにかゝらず、圖書館費では、前記の如く、人口一人當が大阪市三錢に對し、紐育は約八十錢である。外、約二十七分の一に過ぎないのである。之を以て見ても、大阪市が如何に圖書館に支出する額の學校教育費に比して少いかを知るのである。その大要は六大都市に於ても同様であるが、市立圖書館のない京都市を除きて、大阪市が最も劣位にあることはいふまでもない。

而して大阪市として先づ計畫すべきは、各區に一公共圖書館の設置である。十三區に對して六館であるから、尙七館の不足を告げて居る。毎年二館づゝ開設しても三年半の年月を要する。これが一通出來れば、更に一區二館の割合を以て計畫し、少くも小公共圖書館は全市に三十館を設け、一區に二館又は三館を第二期の理想とし、約十年後に之が完成する位の意氣込があつてほしい。之が完成した後、又は出來ればその途中に於て、やはり中央圖書館を現在府立圖書館と稍々其の趣を異にした内容を以て設置し、全市小圖書館の中心としてのその機能を全くする様にあらしめたい。之は市民の全教育組織の完成の上より見、又その教育の機會均等の點より見て、是非共、速に實現したいものである。否當然かなさねばならないと思ふ。(昭和二、一〇、一〇稿)



昭和三年七月十九日印刷
昭和三年七月二十二日發行

都市問題パンフレット第三號

定價二十錢

編輯兼
發行者

財団法人
東京市政調査會

東京市京橋區築地三丁目十五番地

印刷者

北村恒次

發行所

財団法人

東京市政調査會

東京市豊町區有樂町一ノ一
振替口座東京七一六〇九番

中屋印刷所印刷



OEZ

9 9